

## 第 1 2 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 ( 3 月 5 日 )	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	5
開会の宣告.....	6
議会運営委員長報告.....	6
招集者あいさつ.....	6
開議の宣告.....	6
議事日程の報告.....	7
会議録署名議員の指名.....	7
会期の決定.....	7
諸般の報告.....	7
町長の説明.....	1 1
報告第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 0
報告第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1
議案第 1 9 9 号、議案第 2 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2
議案第 2 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4
議案第 2 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6
議案第 2 0 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
議案第 2 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8
議案第 2 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 2 0 6 号～議案第 2 0 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 5
議案第 2 0 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 8
議案第 2 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 2 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1

議案第 2 1 2 号、議案第 2 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第 2 1 4 号～議案第 2 2 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	4 5
請願・陳情について.....	5 3
散会の宣告.....	5 4

## 第 2 号 ( 3 月 8 日 )

議事日程.....	5 5
本日の会議に付した事件.....	5 5
出席議員.....	5 5
欠席議員.....	5 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 5
事務局職員出席者.....	5 5
開議の宣告.....	5 7
一般質問.....	5 7
今 駒 隆 幸 君.....	5 7
根 本 重 郎 君.....	7 3
円 谷 寛 君.....	9 1
追加日程の報告.....	1 0 7
決議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 7
休会について.....	1 0 9
散会の宣告.....	1 0 9

## 第 3 号 ( 3 月 1 6 日 )

議事日程.....	1 1 1
本日の会議に付した事件.....	1 1 1
出席議員.....	1 1 1
欠席議員.....	1 1 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 1 1
事務局職員出席者.....	1 1 2
開議の宣告.....	1 1 3
予算審査特別委員長報告 ( 平成 2 2 年度鏡石町各会計予算について ) 及び報告 に対する質疑、討論、採決.....	1 1 3
常任委員長報告 ( 陳情について ) 及び報告に対する質疑、討論、採決.....	1 2 0

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 2 3
追加日程の報告.....	1 2 3
意見書案第 1 8 号～意見書案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 2 3
閉議の宣告.....	1 2 8
町長あいさつ.....	1 2 8
閉会の宣告.....	1 2 9
署名議員.....	1 3 1

鏡石町告示第 1 1 号

第 1 2 回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 2 月 2 6 日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成 2 2 年 3 月 5 日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

### 不応招議員（なし）

## 平成22年第12回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成22年3月5日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 41号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 42号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 議案第199号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第200号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第201号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第202号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第203号 町道路線の認定及び変更について
- 日程第12 議案第204号 土地の取得について
- 日程第13 議案第205号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第14 議案第206号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第207号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第208号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第209号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第210号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第211号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第212号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第213号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算

- 日程第 2 3 議案第 2 1 5 号 平成 2 2 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算  
 日程第 2 4 議案第 2 1 6 号 平成 2 2 年度鏡石町老人保健特別会計予算  
 日程第 2 5 議案第 2 1 7 号 平成 2 2 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第 2 6 議案第 2 1 8 号 平成 2 2 年度鏡石町介護保険特別会計予算  
 日程第 2 7 議案第 2 1 9 号 平成 2 2 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算  
 日程第 2 8 議案第 2 2 0 号 平成 2 2 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算  
 日程第 2 9 議案第 2 2 1 号 平成 2 2 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算  
 日程第 3 0 議案第 2 2 2 号 平成 2 2 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算  
 日程第 3 1 議案第 2 2 3 号 平成 2 2 年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算  
 日程第 3 2 議案第 2 2 4 号 平成 2 2 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第 3 3 議案第 2 2 5 号 平成 2 2 年度鏡石町上水道事業会計予算  
 日程第 3 4 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	根 本 重 郎 君	2 番	今 駒 英 樹 君
3 番	渡 辺 定 己 君	4 番	今 駒 隆 幸 君
5 番	大 河 原 正 雄 君	6 番	柳 沼 俊 行 君
7 番	仲 沼 義 春 君	8 番	木 原 秀 男 君
9 番	今 泉 文 克 君	10 番	深 谷 莊 一 君
11 番	菊 地 栄 助 君	12 番	小 貫 良 巳 君
13 番	円 谷 寛 君	14 番	円 谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	総務課長	木 賊 正 男 君
税務町民課長	高 原 芳 昭 君	健康福祉課長	今 泉 保 行 君
産業課長兼 農業委員会 事務局 長	小 貫 忠 男 君	都市建設課長	圓 谷 信 行 君

課長 課長 會長 會長  
道課 副課 委員 委員  
水兼 育副 委員 委員  
下事 幹兼 委員 委員  
上参 教主 教委 農會

小 林 政 次 君  
長谷川 静 男 君  
吉 田 栄 新 君  
古 川 ますみ 君

教 育 長  
會 計 管 理 者 長  
兼 出 納 室 長  
選 挙 管 理 長  
委 員 會 委 員 長  
監 査 委 員

佐 藤 節 雄 君  
八 卷 司 君  
西 牧 英 二 君  
根 本 次 男 君

事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長  
議 局

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 樂 信 子

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまから第12回鏡石町議会定例会を開会いたします。

#### 議会運営委員長報告

議長（今泉文克君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員会が開催されており、決定しておりますので、議会運営委員長から報告を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） おはようございます。

定例会の会期日程、議事について報告を申し上げます。

第12回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

#### 招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

弥生3月に入り春の足音が一步步近づいてきたような予感のする本日、ここに第12回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分の報告を初め、条例の一部改正、町道路線の認定、工場用地の土地取得、21年度の各会計補正予算のほか、新年度の各会計の当初予算など、合わせまして29件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

開会に当たり、ごあいさつといたします。

#### 開議の宣告

議長（今泉文克君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は会議規則第113条の規定によって、1番、根本重郎君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君の3名を指名いたします。

### 会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

### 諸般の報告

議長（今泉文克君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

監査委員（根本次男君） 皆様おはようございます。

平成21年11月分、12月分並びに平成22年1月分の例月出納検査について、結果を報告申し上げます。

初めに、平成21年11月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年11月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年12月25日金曜日、午前9時58分から午前12時ちょうど。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年11月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成21年12月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年12月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成22年1月25日月曜日、午前9時58分から午前11時25分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年12月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、平成22年1月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成22年1月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成22年2月25日木曜日、午前9時57分から午前12時15分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成22年1月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（今泉文克君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、10番、深谷莊一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

10番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成22年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会は、2月24日水曜日、須賀川地方広域消防組合本署会議室におきまして午後1時30分より会議を開きました。

議事日程第1号、第1、会期の決定であります。第2、会議録署名議員の指名で20番、佐藤、21番、木賊議員を指名し、第3、議案第1号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。昨年、大阪で発生した個室ビデオ店火災を教訓に、個室型店舗の個室入り口ドアを自動的に閉鎖し、避難上有効に管理するよう改正したものであります。

施行は4月1日、1年間は経過措置となっております。

議案第2号 須賀川地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。職員の勤務時間を1日8時間の週40時間から1日7時間45分の週38時間45分、また、昼休みを45分から1時間に変更し、4月1日から施行するものであります。

第5、議案第3号 平成21年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）であります。決算によるものであり、配付資料記載のとおりであります。

第6、議案第4号 平成22年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算であります。前年度比1.1%増の19億3,840万円で、2,070万円の増であります。主な事業につきましては、救急車両更新配備2台で、平田分署、玉川派出所へ配備するものであり、約6,000万円であります。平田分署につきましては、救急業務の高度化が図られることから、救急救命士4人を配置することになります。その他、本部庁舎耐震補強設計委託、消防救急デジタル無線電波伝搬調査委託費2,317万円などで、人件費比率につきましては83.5%となっております。

第7、報告第1号 専決処分の報告についてであります。福島県市町村総合事務組合規約の変更であり、配付資料記載のとおりであります。

以上で、全議案を可決、承認いたし終了いたしました。

以上で須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

議長（今泉文克君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、1番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

1番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合の定例会の議会報告を申し上げます。

平成22年2月24日水曜日、午後3時から保健環境組合で行われました。

第1、会期の決定は、本日1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名として、4番、大内氏、6番、相楽、7番、大越の各議員であります。

第3、報告第1号 専決処分の報告について。

第4、議案第1号 須賀川地方保健環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、全会一致で可決されました。

第5、議案第2号 須賀川地方保健環境組合斎場条例の一部を改正する条例は、全会一致で可決されました。

第6、議案第3号 平成22年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算は、全会一致で可決されました。

第7、一般質問はありませんでした。

詳細はお手元の資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（今泉文克君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君） 報告を申し上げます。

平成21年12月22日、午後3時より会議を開きまして、議事日程第1号で進めてまいりました。

第1、会期の決定は、1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第19号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でありまして、職員に支給する住居手当であります。

第4、議案第20号 平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）であります。医療報酬、薬品、ワクチンなどの補正であります。

全議案、2議案とも原案のとおり可決しております。

なお、詳細についてはお手元に配付の資料にて、よろしくお願いたします。

それから、会議ではないんですが、3月1日に病院より報告がありまして、新年度から常勤医師として、整形外科2名、内科1名、産婦人科1名及び研修医1名の増員が見込まれるという状況だそうであります。また、副院長兼整形外科部長については、本年3月末での定年となりますが、引き続き、非常勤医師として本院での診察にご尽力いただくということをして承しているところです。

以上で報告といたします。

議長（今泉文克君） 郡山地方広域市町村圏組合議会の報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

なお、本組合の歴史的使命は十分に達成されたとする意見が集約されまして、昭和47年10月の設立から37年間の足跡を残し、本年3月末日をもって解散されるに至ったことを改めて報告いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 町長の説明

議長（今泉文克君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日ここに、第12回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本時間の2月13日に開幕した第21回冬季オリンピック・バンクーバー大会は、史上最多の82カ国・地域から約2,600人の選手、役員が参加し、7競技86種目で熱戦が繰り広げられ、17日間の雪と氷の祭典が今月1日に閉幕したところです。開催期間中、多くの皆さんが日本選手の活躍に熱い声援を送られたことと思います。

改めて、各選手の活躍に感動、そして夢と希望を与えていただいたことに感謝を申し上げます。

さて、一昨年来の世界経済危機による日本経済への影響は、今もなお続き、大手自動車産業を初め、家電産業などあらゆる業種で大規模なリストラによる雇用問題や住居問題など生活者支援が喫緊の政策課題となり、経済危機対策を初め、地域活性化対策により懸命に立て直しを図っているところであります。

国においては、昨年12月8日にあしたの安心と成長のための緊急経済対策を閣議決定し、雇用、環境、景気を3本柱に、総額で約7.2兆円、事業規模で約24.4兆円の第2次補正予算を1月末に議決したところであります。

本町におきましても、2月3日招集された第8回臨時会において、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として議決いただいたほか、今定例会に関係予算を提出しており、総額5,565万5,000円に上る予算となりました。

本補正予算につきましては、地域経済活性化のため、新年度事業と一体的にとらえ、切れ目のない、より効果的に活用されるようスピード感のある事業実施に努めてまいりたいと思います。

内閣府は、2月23日の月例経済報告において、我が国経済について、景気は持ち直してきているが、自律性に乏しく失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるとの基

調判断を示しました。その背景には、企業収益は大幅な減少が続いているが、テンポが緩やかになり、設備投資はこのところ弱い動きも見られ、雇用情勢については依然として厳しいとしております。

国政においては、1月18日に召集された第174通常国会で鳩山由紀夫首相が衆参両院本会議で就任後初となる施政方針演説を行いました。

演説では、「命を守る」をキーワードとして、国民生活の下支えと地球温暖化対策への積極姿勢を示し、公共事業を減らし社会保障、文教科学費をふやした2010年度予算案を政権交代の成果として、コンクリートから人へとの基本理念を初め、新しい公共、未来への責任、地域主権などを掲げ、子ども手当の創設、高校の授業料実質無償化、医師不足、雇用対策等に取り組む決意を示しました。

また、当面の政策課題では、景気の二番底回避に全力を挙げて取り組む意向を表明し、地方に関し、経済の疲弊は極限に達しているとの認識から、地方交付税の増額によるてこ入れや農林水産業活性化などを進める姿勢を示したところであります。

町といたしましても、住民生活に最も身近な基礎自治体として、新年度予算の早期成立を初め、生活者支援対策の充実に期待したいと思います。

次に、町における12月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、昨年末には福島放送主催の2009ふくしまふるさとCM大賞で、鏡石町のCM「トランスファーマー」が、3年連続となるCM大賞に輝き、町の明るい話題となりました。

この作品は、町産業課と町商工会の町づくり団体「キラッセまちづくり」の皆さんが企画から撮影までを手がけており、先月には仙台市で開催された東北ふるさとCMフェスティバルでふるさとまちづくり賞を受賞するなど高い評価を得たところであり、鏡石町のPRと活性化に大きな弾みがつくものと期待されています。

このほか、町の特産品開発の一環として取り組んでまいりました特別栽培米「牧場のしずく」を100%使用した特別純米酒「鏡の雫」が完成の運びとなり、3月3日に関係者をお招きし、盛大にお披露目式を開催させていただきました。

味も香りもまろやかで、なめらかな上質のお酒となり、米のうまみと酸味のバランスのよい仕上がりぐあいで、参加者からの評価も上々、町の特産品としてその効果に多くの期待が寄せられているところであります。

また、先月13日から東京ドームにおいて開催された「世界らん展日本大賞2010」には、岩瀬農業高等学校生物工学科植物増殖班が取り組んできた「福島県におけるサギソウの保護活動」の課題研究成果の発表が行われました。

今回の発表には、全国の高校では、岩瀬農業高等学校のほか、沖縄県の中部農林高等学校の2校のみが出場し、その活躍に期待が寄せられているところであります。

1月26日には、平成19年3月20日に提訴のありました境西団地内宅地不同沈下に関する損害賠償請求事件の判決があったところであります。

本事件については、昭和62年に町が宅地分譲した土地に建設した住宅とアパートが地盤沈下で著しく傾いたとして町を訴えたもので、これまで18回にわたる口頭弁論のほか、現地調査、証人尋問などが行われ、2年10カ月の係争期間を経て、今回の判決に至ったものであります。

事件の詳細については、2月3日に招集された第8回臨時会において説明申し上げたとおりであります。町といたしましても、町民の皆さんに説明責任が果たせる判決をいただけるよう、仙台高等裁判所において町の主張を述べたいと考えております。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでおります地方道路整備交付金事業の中外線道路改良事業につきましては、国道4号拡幅右折レーン計画に伴う補償等の調査に入り、現地の精査を行ったところであります。

また、高久田一貫線の補完道路として位置づけされている鏡田499号線道路改良事業につきましては、南高久田地内交差点周辺の改良工事を実施しており、地域の安全性・便利性の向上に向けて、今年度の改良工事は順調に進捗しているところであります。

さらに、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線は、年度内に予定していた補償、側溝敷設工事が順調に進んでおります。

継続事業である笠石・鏡田線の歩道整備事業につきましては、今年度予定しました工事が完了し、通勤・通学の安全性と利便性の確保を図ったところであります。

国の直轄事業である国道4号鏡石拡幅事業につきましては、役場前交差点及び不時沼交差点の地下道工事が一部着手されたところであり、来年度の事業費もほぼ今年度同額を確保できたとの情報もありますので、今後とも工事の早期完了と事業の推進を要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、街区道路築造工事に着手し、年度内供用に向けて工事を進めているところであります。また、仮換地を行うための計画修正及び整地設計等を実施し事業の推進に努めているところであり、今後、全体説明、仮換地指定等の合意形成を図るよう準備を進めています。

農業基盤整備促進事業の小栗山地区の道路改良事業につきましては、地権者のご理解とご協力をいただき順調に工事が進んでおり、平成21年度末に事業が完了する予定であります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、大池地内の管渠築造工事とマンホールポンプ設置工事が完了したところであり、桜町地内の管渠築造工事と大池地内の舗装本復旧工事の2件につきましては、現在施工中であります。

このほか、2月には、駅東区画整理関連事業として、旭町地内の地質調査業務委託を発注

したところであり、これにより、今年度計画いたしました工事等につきましては、ほぼ発注が完了し、工事も順調に進捗しておりますので、年度内に完了する見通しであります。

上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業の本町地内配水管布設替工事を12月、ほ場整備事業関連の前山橋配水管橋梁添架工事を1月に発注し、現在施工中であります。

また、有収率向上のための漏水調査業務委託を初め、旭町、成田、桜岡の町内3カ所の浄水場配水池等清掃業務委託、水道業務の適正な維持管理運営のための戸番図修正業務委託等の事業も順調に進んでいるところであります。

次に、町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、健診結果をもとに個別相談、事後指導等を行うとともに、特定保健指導における生活習慣改善の健康教育やセミナーを実施し、自発的な健康づくりの実践を支援しております。

11月から実施しております新型インフルエンザワクチン接種費用の助成事業につきましては、優先接種者の予防接種率の向上と重症化予防等を図っているところであり、1月末の実績では、対象者6,611人に対して、接種者1,676人ですが、引き続き助成期限の3月末までの接種勧奨に努めていきたいと考えております。

児童福祉関係では、平成22年度から5カ年の後期計画としての次世代育成支援行動計画につきまして、昨年12月に福祉・教育関係者等から19名の方を策定委員として委嘱させていただき、今月中の策定に向けて事務を進めているところであります。

認定こども園並びに町立保育所の次年度の入所児童募集が終了し、合計189名の受け入れが決定、当面の待機児童はなくなる予定であります。

介護保険事業の運営状況であります。12月末現在の給付費総額は4億6,763万5,000円で、前年比11.25%の増、延べ認定者数は3,957人で、前年比310名の増となっており、1人当たりの給付額も増加しておりますが、ほぼ事業計画値どおりに推移しております。

次に、活力づくりとしての産業の振興につきましては、昨年の政権交代により、米政策についても大きく様変わりし、新しい制度として、自給率向上と生産調整のために水田利活用自給力向上事業と安定的な米生産対策として米戸別所得補償モデル事業が創設されたところであります。

本町の平成22年産米については、21年対比で53.24トン、面積換算で6ヘクタールの増加となる目標数値が県より配分されました。

町といたしましては、これを受けて、各農家に生産目標数量の配分説明会を今月2日から延べ4日間にわたり、町内8カ所で開催し、水田農業ビジョン実現に向けた生産調整実施について、各農家へ協力を求めているところであります。

さらに、食の安全・安心と環境に配慮した生産活動が求められている今、農産物の生産についても、地産地消や食育にあわせて、引き続き検討を加えてまいりたいと考えております。

また、将来の農業振興を図るため、成田地区ほ場整備事業区域内の農地権利者約160名により設立された成田地区農用地利用改善組合では、農用地の有効利用と農業経営の改善に期待をしているところであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、平成18年に改正されました教育基本法に基づき、平成20年度から教育委員会として、事務事業の自己点検・評価を行い、住民への説明責任を果たすため、その結果に関する報告書を町のホームページ等で公表することを初め、学校においても、保護者や地域住民等の関係者による学校評価を実施し、保護者などに公表、報告することで開かれた学校運営に努めているところであります。

今年度、新規事業として配置いたしました教育指導主事につきましては、小・中学校の学校経営、学習指導、生活指導について、直接的な指導と助言に当たり、教育委員会と各学校の連携が強化され、各校長からも好評を得ております。

さらに、平成20年度から福島県内では先駆けての取り組みとなる学校支援地域本部事業（学校応援団）につきましては、発足からこれまで、延べ348名のボランティアにより、延べ113回にわたり授業支援、学校行事支援などを行ってきたところであり、これまでにない小・中学校等における学校と家庭、学校と地域の連携が図られたものと考えております。

生涯学習の推進につきましては、発足から1年が経過しましたががみいしスポーツクラブの会員が571名と予想を超える会員数となっており、県内に誇れるスポーツクラブとして活動内容も充実していることは、役職員の日ごろの努力によるものと改めて感謝申し上げる次第であります。

また、公民館事業としての各種講座につきましても、計画どおり開催され、今月ですべての講座が閉講を迎える予定であります。

1月10日に行われた成人式には、117名の成人者が参加し、厳粛の中に式が挙行されました。成人された皆さんは、自分の可能性を信じ、目標に向かって大いに邁進されることを期待するものであります。

次に、平成22年度の予算の概要について申し上げます。

平成22年度の予算編成に当たりましては、第4次総合計画の基本理念である「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の実現に向け、快適空間づくり、元気づくり、活力づくり、人づくり、地域づくりの5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

結果的には、一般会計予算の総額では42億6,000万円と、前年度に比べ3億2,000万円、8.1%の増と平成16年度当初予算以来、7年ぶりに40億円を超え大幅な増額予算となったところであります。

また、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額も78億1,417万円で、前年度比7億

76万円、9.9%の増となりました。

平成22年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計予算42億6,000万円、国民健康保険特別会計予算12億5,140万7,000円、老人保健特別会計予算1,128万3,000円、後期高齢者医療特別会計予算8,089万3,000円、介護保険特別会計予算6億449万6,000円、土地取得事業特別会計予算303万円、工業団地事業特別会計予算4億4,734万1,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算9,320万円、公共下水道事業特別会計予算4億6,645万円、農業集落排水事業特別会計予算6,210万円、育英資金貸付費特別会計予算1,134万9,000円、以上の11会計の予算総額は、72億9,154万9,000円となり、前年比8.5%の増額予算となりました。

この予算編成の背景には、国の予算において、昨年12月25日の閣議において、一般会計総額で過去最大となる前年比4.2%増、92兆2,992億円の政府予算案を策定し、現在国会において審議されていることが上げられます。

地方財政計画においては、地方が自由に使える財源をふやすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで1.1兆円増額し、臨時財政対策債も含めた実質的な地方交付税額も3.6兆円増額するなど過去最高額を確保しています。

また、地域活性化・雇用等臨時特例債の創設など地方への一定の配慮がなされました。しかしながら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に示された新たな財政健全化の取り組みや、企業会計手法の導入に関する公会計改革がより一層加速すると予想されることから、今後の地方自治体において、一般会計を初めとするすべての会計において、他に依存しない自立した財政運営に努め、みずからの信用力を外部に対しても積極的に情報開示していく姿勢が求められていると言えます。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入面では、歳入全体の約3割強を占める町税については、町内企業の大規模投資により固定資産税は若干の伸びはあるものの、厳しい経済状況を反映して、法人町民税は、企業業績の悪化により16.3%減の6,835万円、個人町民税についても前年比10.5%減の3億6,943万円と見込み、町税総額では、前年比1.8%減の14億4,236万円を計上したところであります。

さらに、地方交付税は、2.8%、2,800万円増の10億4,500万円を見込み、繰入金については、財政調整基金などから、前年比11.9%増の3億5,571万円を計上、町債については、臨時財政対策債が前年比22.3%増額となるため、7,100万円増の3億8,280万円を計上したところであります。

以上のとおり、平成22年度においても自主財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保

したところであります。

一方、歳出面においては、行財政改革実施計画により、徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主なハード事業の新規事業としては、安全で安心な水の安定供給を図るための上水道第5次拡張事業として、南高久田導水管・配水管布設事業に3,360万円、旭町浄水場ろ過機増設事業に9,135万円、農業振興事業として、新たに国営隈戸川土地改良事業の地元負担金の償還が発生するため8,686万円、企業誘致事業として南町地区の工場用地造成事業に2億7,200万円、地球温暖化対策事業として、勤労青少年ホームの窓等のペアガラス化と太陽光発電設備設置等を行う省エネ・二酸化炭素排出抑制推進事業に2,819万円、行財政改革推進事業として、町営住宅跡地宅地分譲測量設計業務委託などの遊休町有地売却事業に300万円。継続事業としては、社会資本整備総合交付金事業として中外線道路改良工事などに9,810万円、土地区画整理事業として、駅東第1土地区画整理事業に6,474万5,000円、成田地区ほ場整備事業として8,400万円などに取り組む予定であります。

主なソフト事業の新規事業としては、地球温暖化対策事業として、1件当たり21万円を限度として補助する県内ではトップクラスの住宅用太陽光発電システム設置補助事業に210万円、児童福祉事業として、子ども手当支給事業に2億5,350万円、乳幼児・児童医療費助成事業として小学6年生までを中学3年生までに対象年齢の引き上げに700万円、義務教育振興事業として学力向上支援事業の全国学力・学習状況調査の継続に142万3,000円、ガーデニング講座及び町民農業体験講座を実施するまちづくり講座に34万4,000円、自治体個性化推進事業として町民の行うコミュニティー活動を推進し、その健全な発展を図るコミュニティー助成事業に180万円。継続事業としては、児童福祉事業として放課後児童クラブ・つどいの広場の開設に1,918万1,000円、認定こども園運営支援事業に8,145万円、地域生活支援事業として障がい者地域活動支援事業に1,858万3,000円、農地・水・環境保全向上対策事業に568万円、企業誘致奨励金交付事業に6,581万6,000円、義務教育振興事業として、小・中学校の理科に対する興味・関心を実験等を通して高めるための理科教室の開催に91万円などに取り組む予定であります。

これらを予定した事業を計画的に推進するためには、安定した自主財源の確保が基本であることから、財政基盤の確立に向けた戦略的な企業誘致活動に努めるとともに、第2次行財政改革、いわゆる集中改革プランに基づき、さらなる行財政改革を推進し、コンパクトな町づくりを実践しながら、町民一人ひとりが幸せを実感できる町づくりを着実に進めるための所要の予算措置を行ったところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第41号の専決処分した事件の承認につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第180条1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により承認をお願いするものであります。

報告第42号の専決処分した事件の承認につきましては、1月26日に判決のありました境西団地内宅地の不同沈下による損害賠償請求事件について、2月3日に議決賜りました控訴の提起による強制執行停止申し立ての担保として供託するための平成21年度一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により承認をお願いするものであります。

議案第199号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第200号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年10月の福島県人事委員会勧告に伴い、職員の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」とするための所要の改正であります。

議案第201号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政区長の任期が平成21年から暦年から年度に改められたことによる所要の改正であります。

議案第202号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法の改正により、「対象者に障害者手帳3級の肝臓機能障害」を加えるための改正であります。

議案第203号 町道路線の認定及び変更につきましては、県道須賀川・矢吹線のバイパスの完成に伴い、旧県道を町道に認定するほか、町道2路線の延長を変更するものであります。

議案第204号 土地の取得につきましては、南町地区工場用地開発として、土地を取得するものであります。

次に、一般会計及び各特別会計の補正予算について申し上げます。

議案第205号の平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第9号)につきましては、年度末による事業費確定による予算の整理と国において成立した第2次補正予算のうち、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る補正であり、主な歳出では、総務費へ3,267万5,000円、民生費へ1,164万4,000円、農林水産業費へ563万円などを補正するものであります。

以上により一般会計の補正予算の総額は4,703万8,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は43億8,361万3,000円となりました。

主な歳入の財源につきましては、国庫支出金として2,111万円、財産収入714万1,000円、繰入金2,299万9,000円などを充当するものであります。

特別会計補正予算のうち、議案第206号 国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につ

いては3,266万円を追加し、療養給付費等増加に伴う予算を計上、議案第207号 老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、老人診療報酬返納金の増額に伴う所要の予算を計上、議案第208号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、事業費確定に伴う予算の減額を計上、議案第209号 介護保険特別会計補正予算（第3号）については、施設介護サービス給付費を増額する予算を計上、議案第210号 工業団地事業特別会計補正予算（第3号）については、南町地区工場用地取得のための予算を計上、議案第211号 育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）については、新規貸付者減による減額と今年度の育英資金への寄附金6件を積み立てする予算を計上、議案第212号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、管渠築造工事施工のための予算を計上、議案第213号 上水道事業会計補正予算（第3号）については、上水道第5次拡張事業の水源地整備工事の見直しと地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の給水管布設工事施工のための予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、4期16年、私の任期もあと3カ月余となりました。

在任中は、町民から寄せられた信頼と期待にこたえるため不偏不党、公平無私の立場を堅持し、町民とともに美しい住みよい町づくりのため全身全霊町政執行に努めてまいりました。

おかげさまで、自治体を取り巻く未曾有の厳しい環境の中であって、県内でも有数の人口増の町として年々発展を遂げてまいりましたことは、ご同慶にたえないところであります。許された財政状況は、何とか先が見えるまでになってまいりました。こうした状況の中、議会を初め、町民皆様の温かいご厚情とご支援、ご協力により、今日まで町長の重責を全うすることができました。ここに厚くお礼を申し上げます。

私の進退につきましては、次期改選に向け、多くの方々から互選出馬を決断してほしいとの声を寄せられましたが、長期政権の及ぼす影響を考えますと、この辺で区切りをつけ、新町長のもとで鏡石町のアイデンティティを高め町政の諸課題に取り組んでいただいたほうが賢明であると考えております。したがって、私は、今期限りで勇退し、互選出馬しないことといたしました。

在任中は苦しいことばかりでありましたが、町民の皆様の温かい励ましの中で一緒になって町民合作の町づくりができたことを誇りに思っております。ここに、長い間議会、町民の皆様にご指導賜りましたことに対し、重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

限りない鏡石町の発展と町民の皆様のご活躍をご祈念申し上げ、あいさつといたします。ありがとうございました。

議長（今泉文克君） 町長、木賊政雄君につきましては、4期16年間の長きにわたり町政運営お疲れさまでございます。なお、今後とも町政発展のためにご指導賜りますことをこの席からもお願いするところでございます。

報告第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 続きまして、日程第5、報告第41号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第41号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決処分した事件の承認につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

2ページをお願いしたいと思います。

専決第37号といたしまして、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本年3月31日をもって郡山地方広域市町村圏組合を福島県市町村総合事務組合から脱退させ、さらに本年4月1日から公立小野町地方総合病院組合の名称が公立小野町地方総合病院企業団に変更されることに伴い、福島県市町村総合事務組合規約を変更するものであり、福島県市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、別表第1並びに別表第2の1の項中、「郡山地方広域市町村圏組合」を削り、「公立小野町地方総合病院組合」を「公立小野町地方総合病院企業団」に改めるものでございます。

附則におきましては、この規約は、知事の許可のあった日から施行し、変更後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成22年4月1日から適用するとしたものでございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

お諮りいたします。

報告第41号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

報告第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、報告第42号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第42号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決処分した事件の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの専決処分した事件の承認につきましては、1月26日に判決のありました境西団地内宅地の不同沈下による損害賠償請求事件について、2月3日に議決賜りました控訴の提起による強制執行停止申し立ての担保として供託するため、平成21年度一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、これにより、2月8日付で1月26日付判決に基づく強制執行停止決定があったところでございます。

補正予算につきましては、5ページでございますが、専決第38号として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を43億3,657万5,000円としたものでございます。

詳細につきましては、8ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

総務課長（木賊正男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただきご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

お諮りいたします。

報告第42号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

議案第199号、議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 続きまして、日程第7、議案第199号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第8、議案第200号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第199号及び日程第8、議案第200号の2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第199号議案、第200号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第199号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第200号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの2件の一部改正につきましては、昨年10月に福島県人事委員会から勧告のありました職員の勤務時間を8時間から7時間45分とするための所要の改正でございます。

初めに、議案第199号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、11ページ記載でございますが、第2条第1項、この規定は1週間の勤務時間を定めたものでございますが、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項、この規定は短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定めたものでございますが、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改めるものでございます。また、第3条第2項、この規定は勤務時間の割り振りの規定でございますが、「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。また、第8条の2第2項、この規定につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定したものでございますが、「24時間」、こちらは1カ月の勤務時間でございますが、こちらを「23時間15分」に、また「150時間」、こちらは1年の勤務時間でございますが、「145時間20分」に改めるものでございます。

また、附則におきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するとしたものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第200号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、13ページ記載の第13条第2項、この規定は超過勤務手当のうち短時間勤務職員の規定でございます。及び第15条、この規定は1時間当たりの給与算出額を規定したものでございますが、こちら既定の「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

附則におきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、2件の提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） このたびのこの給与に関する条例の一部改正する条例、これは県の人勸の勧告であるゆえにとらえているわけではありますが、今町長の説明にもございましたが、

社会情勢は大変厳しい状況である。そして町の税収、これらにも影響しているような予算提案であります。そんな中で、町の経常経費に対してこの改正は、22年度の予算の中で波及するのか、いや、それはありませんというのか、その辺を伺っておきます。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

いわゆる予算に対しての影響はあるのかないのかというふうなご質問だというふうに解釈しておりますけれども、今回の8時間から7時間45分に改めたことによりまして職員の超過勤務の単価が変わってまいりまして、単価が幾分引き上げられることとなります。そういったことで、来年度の予算への影響としては、全体で46万7,000円ほどの金額が上乘せになってきている状況はございますけれども、いわゆる全体的な労働時間の短縮の中での改正でございましたので、今回はあえて7時間45分の改正を提案したものでございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第199号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第200号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第201号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第9、議案第201号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君）〔第201号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第201号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、行政区長の任期が暦年から年度に変更となったことに伴う報酬の支給方法についての改正でございまして、第3条第2項につきましては、報酬の支給方法についての規定でございしますが、（区長は6月及び12月）と規定した事項を削除いたしまして、他の特別職同様9月と3月に支給するとしたものでございます。

附則におきましては、この条例は平成22年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第201号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第202号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第10、議案第202号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君）〔第202号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第202号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由についてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成20年4月から身体障害者手帳にかかわる肝臓機能障害の認定が開始されることに伴い、給付対象者の範囲が拡大されることに伴う改正及び法律番号等、文言の整理を行ったものであります。

17ページをごらんいただきたいと思います。

鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項は、重度心身障害者の定義を定めておりますが、第3号中の腎臓の「腎」を上位法にあわせましてひらがなに改めるものであります。また、機能障害を有するものに肝臓の機能障害を加えるものであります。

続きまして、第3条は、医療費の給付に関する規定であります。知的障害者福祉法の法律番号を明記するものであります。

第4条は、給付の制限の規定でありますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律の法律番号につきまして、既に第2条において法律番号を明記していることから削除するものであります。

附則としまして、施行期日を平成22年4月1日とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第202号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第203号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第11、議案第203号 町道路線の認定及び変更についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第203号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第203号 町道路線の認定及び変更について、提案理由のご説明をいたします。

今回認定となる路線につきましては、県営成田地区ほ場整備事業関連でございます県道でございます。

県道須賀川・矢吹線のバイパスが完了することから、旧県道分を県から町に移管されることに伴いまして町道として認定するものでございます。

次に、変更する2路線につきましては、道路台帳と現況が合わないもので、今回精査をするものでございます。

この3路線は、道路法8条2項及び10条3項の規定によりまして町道の認定及び変更した

く、議会の議決を求めるものでございます。

路線の内容の説明に入りたいと思います。

18ページになります。

認定する路線、路線名、成田514号線、起点、新町324番地、終点、諏訪町25番地、延長997.8メートル、幅員11メートルから27メートルになります。変更する路線、変更前、鏡田153号線、前山75番地、終点が前山17番地、延長239.9メートル、幅員4メートルから4.23メートルを変更後になります。鏡田153号線、前山75番地終点になります。前山10番地1、変更後の延長になります。277メートル、幅員4メートルから4.23メートルでございます。次に、3番目になります。変更前笠石286号線、起点が中町589番地、終点が620番地、延長が141.8メートル、幅員1.5メートルから6.38メートル、これを、変更後になります。路線名笠石268号線、起点が中町589番地、終点が中町588番地、変更後の延長になります。104メートル、幅員が3.5メートルから6.38メートルでございます。

以上、ご説明いたしました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第203号 町道路線の認定及び変更についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第204号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第12、議案第204号 土地の取得についての件を議題といたしま

す。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君）〔第204号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第204号 土地の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの土地の取得につきましては、南地区工場用地造成事業に伴う用地を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、19ページからの表のとおりで、所在地、南町936番1、地目、田、地積、694、所有者住所、南町376番地、氏名、武藤喜恵、取得金額及び取得方法、152万6,800円、随意契約であります。以下、21ページまで明細がございます。

この表の内容としましては、田が全部で24筆で2万3,118平米、畑が2筆で286平米、雑種地が7筆で4,223平米、合計で33筆2万7,627平米で、所有者は個人が10名、法人1社となっております。取得単価につきましては、田が平米2,200円、畑が平米1,900円、雑種地が平米1,300円で、地積に乗じた取得金額の合計が5,693万6,700円となり、取得方法は随意契約となっております。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第204号 土地の取得についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第205号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第13、議案第205号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第205号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第205号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末を迎え事業費の確定による予算の整理と国において本年1月に成立いたしました第2次補正予算のうち、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る補正予算が主なものとなっております。

第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,703万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を43億8,361万3,000円とするものでございます。

第2条におきましては、地方債の補正といたしまして、26ページ、「第2表 地方債補正」によるとしたものでございます。後ほどご説明申し上げます。

また、第3条におきましては、繰越明許費といたしまして、27ページ、「第3表 繰越明許費」によると規定したものでございます。

それでは、26ページでございますが、地方債補正といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費に270万円を増額するものでございます。

27ページ、第3表 繰越明許費につきましては、去る2月3日に招集されました第8回臨時会におきまして議決いただきました国の第2次補正分、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業のうち11事業と、3款民生費、2項児童福祉費の中で、子ども手当準備事業システム改修費に350万円、また、9款消防費、1項消防費、防災情報通信設備事業でございますが、こちらは全国瞬時警報システム設置工事J - A L E R Tの補正予算でございますが、昨年12月の第11回定例会で補正予算を計上いたしました2事業につきまして、翌年度に予算を繰り越して執行するものでございます。

次に、31ページからの事項別明細によりご説明申し上げたいと思います。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

総務課長（木賊正男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 1番の根本でありますけれども、39ページにある住基カード関係で3点ほどお聞きいたします。

カードの発行枚数は現在どのくらいあるのか、ふえ方はどういうふうになっているのか、あと、余り全国でも人気がないようなんですけれども、やはりふやさなければならないと思うんですけれども、ふやす方法としてどういうことが考えられるか、以上3点、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 1番、根本議員の質問にお答え申し上げます。

住民基本台帳カードの発行ということで、21年度、現在までの発行枚数が27枚という状況でありまして、現在までの累計が110枚になっております。

今後のふやす方法ということでございますが、住基カードにつきましては、身分証明書のな意味合いもございますし、申告におきましては電子申告e-TAXの普及ということで、年々e-TAXのほうの電子申告等の普及によりまして申請者が若干ですが、ふえている状況であります。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの補正予算について、二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、39ページの社会福祉費の中で、老人センターの改修工事に470万円ほど計上されているんですけれども、トイレ、浴室というようなことを若干説明があったんですけれども、どのように老人福祉センターを改修するのか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、53ページに飛びますけれども、教育費の中で鳥見山公園の看板撤去工事に16万円ほど計上されているんですけれども、この看板というのはどの看板を言っているのか、その辺ちょっともう少しわかるように説明いただきたい。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

老人福祉センターの改修工事関係でありますけれども、具体的にということではありますが、現在考えておりますのがトイレの洋式化でありまして、3カ所にあります。それぞれ男女別にありますので6カ所の改修をしたいと考えております。また、浴室のサーモスタットのシャワーの水栓が老朽化しているということでありまして、それらも交換したいと考えております。

また、集会室があるわけですが、そちらにつきまして、いわゆる畳の部屋であります。会議等を開けるように洋室化にしたいというようなことも考えております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 主幹兼副課長、長谷川静男君。

〔教育課主幹兼副課長 長谷川静男君 登壇〕

教育課主幹兼副課長（長谷川静男君） 13番議員のご質問にお答え申し上げます。

看板撤去工事でございますが、鳥見山公園北側駐車場入り口のところに四角柱がございます。そちらの看板の表示板のところでございますが、大変はがれておりまして危険な状況でございます。その鉄板と一部たるきを撤去して危険な状況を打破したいということでのものでございます。よろしく願いいたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 53ページ、この教育費の中の社会教育費、図書館の館長報酬が210万円削減されています。図書館の今の現状の組織機構はどうなっているか、伺っておきます。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

主幹兼副課長、長谷川静男君。

〔教育課主幹兼副課長 長谷川静男君 登壇〕

教育課主幹兼副課長（長谷川静男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

職員体制かと思われまして、職員につきましては、職員といたしまして館長1名、あと職員が2名、そのほかに臨時職員ということで図書館業務を当たらせていただいているとこ

ろでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） この予算書から見ると210万円、これは囑託職員ということで今までこの程度の予算で来たわけであります。今の組織から言うと、館長が1名いる、それで今回削減した、報酬を。そうすると、何か無報酬でやっているような感じがすると思います。

議長（今泉文克君） 主幹兼副課長、長谷川静男君。

〔教育課主幹兼副課長 長谷川静男君 登壇〕

教育課主幹兼副課長（長谷川静男君） 館長につきましては、当初、非常勤館長ということで報酬を予定しておりましたが、現在の館長に職員が当たっているということで、非常勤館長を置いておりませんので、その分で減額するものでございます。

議長（今泉文克君） ほかにありませんか。

11番、菊地栄助君。

〔11番 菊地栄助君 登壇〕

11番（菊地栄助君） 予算書の47ページに、小栗山地区の改良費ということで、基盤促進事業ということで採択されてもう5年、6年になっている、事業も5年くらいの継続でやっている、最終年度だという説明を受けたんですが、これを見ると、今、工事請負費、財産購入費となっておりますが、これについて説明を求めたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

小栗山地区については、全体で1,034メートルほどの工事になってございます。これは最終年度になりますが、この内容につきましては、未同意であった1名につきまして同意がとれました。よって、工事ができるようになりました。約50メートルで幅が7メートルの用地につきまして、未同意が1名ございました。過日、同意をいただきまして最終調印となりまして工事をするというふうな運びになりまして、その工事に伴います増額というふうになってございます。最終ということになりますので、その他現地の精査を行って精算するというものでございます。

以上でございます。よろしく。

議長（今泉文克君） 11番、菊地栄助君。

〔11番 菊地栄助君 登壇〕

11番（菊地栄助君） これ、工事が終わっていると聞いたんだけど、まだ終わっていません。終わっていると聞いたんだけど、どういう意味でこういうふうになったのか。未同意のところは残してあるのかな、それとも未同意のところも工事をやって、同意をもらったから新たにまた直すということかな。

議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） 工事につきましては、まだ終わっておりません。今回の契約につきましては3者契約、未同意の1名の方が農地がつぶれるので代替地が欲しいということでございました。その代替地の部分のわきに町道がございます。その町道の一部に側溝を配設して排水路を確保するというのを含めて今回の工事の上程というふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷ですが、先ほど図書館の人員の話が出てきたものですから関連してちょっとお尋ねをしたいんですけど、今、図書館のさっきは3人と正職員の数は言ったんですけど、臨時職員は何人おられて、そしてまた、それぞれの勤続年数、非常に古い人がいるみたいなんですけれども、その辺、勤続年数等、何年勤続の職員が何人いるのか、その内訳をちょっと教えてください。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の質問でございまして、図書館の職員の数でございますけれども、現在、正規の職員が2人、それから臨時職員が4名でございます。

勤続年数については、今ここで資料がありませんので、後で提出したいと思ひます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 先ほどは長谷川さんが、正職員3人と言ったような気がしたんですけど、それはいいとしまして、4名の臨時職員の勤続年数がかなり長いんですね。これは、やはり公的な機関でありますから、臨時職員で半永久的に雇用しているということは雇用形態としてはおかしいんです。ですから、本庁においては、ほとんど臨時職員は短期で交代をしているんです。なぜ図書館だけがそういうふうに長年臨時職員であるのか。それほど半永久的に職員が必要だとすれば、それは正職員を充てなくてはならないんです。それを臨時職員で長年やっているということは非常にゆがんだ雇用形態であるということをおし

上げておきたいんです。今までの説明は、教育委員会のほうは幼稚園の教師とかそういう関係で、専門的なものであるという形で教育委員会については臨時雇員の期間が何か特例的に認められたような気がするんですけども、しかし、それすらおかしいんです。ですから、臨時職員が半永久的に雇用されているという形態についてはやはりおかしいと、こういうことだけは申し上げておきたいと思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第205号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の途中ではございますが、12時を回りましたので昼食を挟んで1時まで休議といたします。

休議 午後 零時10分

開議 午後 1時00分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議案第206号～議案第208号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第14、議案第206号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第15、議案第207号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）並びに日程第16、議案第208号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第206号から日程第16、議案第208号までの3件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君）〔第206号議案～第208号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から議案3件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました議案第206号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第207号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）、議案第208号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第206号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）ではありますが、このたびの補正につきましては、保険給付であります療養費等の負担増が生じることから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,266万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,861万円とするものであります。

詳細につきましては、62ページよりの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 次に、議案第207号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、老人診療報酬の過誤納返還が生じたことに伴います既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,722万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、78ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 次に、議案第208号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、負担金等の納付確定によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,337万7,000円とするものであります。

詳細等につきましては、84ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 以上、3議案一括してご説明を申し上げました。ご審議いた

だき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） 議案206号、国保の件についてちょっとお尋ねしたいと思います。

ページ数で言うと70、71ページなんですけれども、出産育児一時金、予定額として210万円ということの説明だったんですけれども、これ、何名くらいいるのか。それから、ちょっとそれに付随してお聞きしたいのは、今、少子化問題で大分騒がれておるところなんです、定期健診を受けている方々がどのくらいいるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 渡辺議員の質問にお答え申し上げます。

出産育児一時金の人数、何名くらいを予定しているのかという質問でございますが、こちらにつきましては、出産育児一時金1件当たり補助金が42万円となっておりますので、210万円を5名分を予算計上しているところでございます。

妊婦健診の母子手帳の交付とこの出産育児一時金の予定している部分については、当然母子手帳の交付の状況も把握して年度内の出産予定分ということで、一応予算を計上しておりますので、今現時点でこの5件という形で私ども把握しておりますが、その詳しい内容等については健康福祉課の部分ということでございますので、私の答弁としてはその件数分ということでご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第206号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第207号 平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第208号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第209号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第17、議案第209号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第209号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第209号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、給付費等の見込みを勘案し増減を行うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ6億3,092万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、92ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第209号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第210号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第18、議案第210号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第210号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第210号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明

を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、南町地区工場用地造成事業に伴う用地取得に係る補正予算が主なものであります。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,873万2,000円とするものであります。

債務負担行為の補正、第2条については、債務負担行為の廃止は「第2表 債務負担行為補正」によるものであります。

111ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

債務負担行為の補正につきましては、このたび廃止となります。これは、平成21年度当初予算では郡山地方土地開発公社へ工事等の委託をして事業実施する予定をしておりましたが、このたび町の工業団地事業特別会計で事業が実施できることになりましたので廃止をするものであります。

次に、112ページをお願いいたします。

歳入、1款財産収入、2項財産運用収入、1目利子及び配当金17万3,000円の増、これは工業団地事業基金利子でございます。

2款繰入金、2項基金繰入金、1目工業団地事業基金繰入金5,083万3,000円の増で、これは基金からの繰入金でございます。

次に、114ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費、2項工業団地事業基金積立金、1目工業団地基金積立金18万1,000円の増、これにつきましては、基金への18万1,000円の積み立てでございます。

2款事業費、1項事業費、3目南町地区事業費5,082万5,000円の増、内訳といたしましては、13節のほうの委託料については200万円の減、17節公有財産購入費につきましては5,693万7,000円の増としまして、工場用地を取得するものであります。23節償還金利子及び割引料については411万2,000円の減ということで、それらについては造成工事等償還金分の減額となります。

以上でございます。

提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第210号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第211号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第19、議案第211号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第211号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課主幹兼副課長、長谷川静男君。

〔教育課主幹兼副課長 長谷川静男君 登壇〕

教育課主幹兼副課長（長谷川静男君） ただいま上程されました議案第211号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度会計からの繰越金と寄附金収入及び貸付金の確定等によるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,090万1,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、120ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

教育課主幹兼副課長（長谷川静男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議

いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより211号 平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第212号、議案第213号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第20、議案第212号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第21、議案第213号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔第212号議案、第213号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第212号並びに議案第213号の2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、124ページの議案第212号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,801万1,000円とするものでございます。

また、第2条の繰越明許費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業といたしまして、127ページの「第2表 繰越明許費」のとおり、農業集落排水管渠築造事業として520万円を繰り越すものであります。

内容につきましては、128ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 次に、132ページをお開き願います。

続きまして、議案第213号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条収益的支出の第1項営業費用に125万6,000円、第2項営業外費用に100万円を追加し、第4項予備費から225万6,000円を減額するもので、収益的支出の総額に変更はございません。

次に、第3条資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金8,771万7,000円を8,794万7,000円に改め、第1款資本的収入の既決予定額から2,960万円を減額し、1,965万円とするとともに、支出においては、第1款資本的支出の既決予定額から2,937万円を減額し、1億3,619万7,000円とするものでございます。

また、第4条企業債につきましては、事業所減額に伴い第5次拡張事業費の企業債を廃止するものでございます。

さらに、第5条他会計からの補助金につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業実施のため40万円を一般会計から受けるものであります。

詳細につきましては、134ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 上水道事業会計補正予算の中身について伺っておきます。

水源設備費の工事請負費、これを3,000万円減らしたわけですが、ただいまの説明の中で施工年次の変更ということで、どのぐらいの変更になるか。あと、農地法人は、農地法が変わったんだけど、この上下水道課でとらえている農地法上の理由はどういうものがあるのか、その辺を伺っておきます。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 6番議員の質問にご答弁申し上げます。

工事請負費の水源地の整備工事費等の減額でございますが、この施工年次につきましては、実際は今年度実施するわけでございましたが、先ほどの理由によりまして施工年度の変更ということで、22年度につきましては、鏡田499号線の道路改良工事がありますので、そちらのほうを優先したいということで、22年度はそちらの工事を実施したいと思っております。それで22年度につきましては、諸手続、それらをやっていききたいということで農振法の除外、それから転用の手続等をやっていききたいと思っております。

それから、農地法の改正によりましてどのように変わったかということでございますが、この場所は畑でございます。農地でございます、今まで農地法が改正になる前は、転用の許可が必要なかったわけでございますが、今回の法改正によりまして、転用の許可が公共事業でも必要になったということでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第212号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第213号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第214号～議案第225号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（今泉文克君） 日程第22、議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算から日程第33、議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件を一括議題としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、議案第214号から議案第225号までの12件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算から議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算までの12件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計につきましてご説明を申し上げたいと思います。

議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計でございますが、第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,000万円と定めるものでございます。

第2条におきましては、債務負担行為といたしまして、6ページ、「第2表 債務負担行為」によるといたしまして、平成22年度貸し付け分の中小企業制度資金利子補給事業のほか、2事業に係る債務負担行為を定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方債といたしまして、同じく6ページの県営成田地区経営体育成基盤整備事業外3件の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第4条一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算の概要につきましてでございますが、「第1表 歳入歳出予算」によりましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款町税につきましては14億4,236万3,000円でございます。2款地方譲与税につきましては8,100万円、3款利子割交付金につきましては300万円、4款配当割交付金につきましては100万円、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては30万円でございます。6款地方消費税交付金1億円、7款自動車取得税交付金1,600万円、8款地方特例交付金1,500万円、9款地方交付税10億4,500万円、10款交通安全対策特別交付金200万円、11款分担金及び負担金5,491万2,000円。

3ページでございます。

12款使用料及び手数料5,997万8,000円、13款国庫支出金3億6,104万7,000円、14款県支出金2億4,603万7,000円、15款財産収入444万3,000円、16款寄附金2,000円、17款繰入金3億5,571万9,000円、18款繰越金1,000万円、19款諸収入7,939万9,000円、20款町債3億8,280万円、合わせまして歳入合計は42億6,000万円となります。

次のページでございます。

歳出でございます。

歳出につきましては、1款議会費に8,404万4,000円、2款総務費に4億9,051万円、3款民生費に11億2,321万円、4款衛生費に2億7,260万円、5款労働費に3,339万9,000円、6款農林水産業費に3億2,320万6,000円。

5ページでございます。

7款商工費に1億4,251万3,000円、8款土木費に4億3,185万3,000円、9款消防費に2億432万2,000円、10款教育費に4億4,565万5,000円、11款災害復旧費に1万円、12款公債費に6億8,066万9,000円、14款予備費に2,800万9,000円、歳出合計につきましては42億6,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、別冊特別会計につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、議案第215号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成22年度の国民健康保険特別会計の予算につきましては、第1条において歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億5,140万7,000円と定めるものでございます。

第2条におきましては、一時借入金といたしまして、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

また、第3条におきましては、歳出予算の流用範囲を定めるものでございます。

次に、2ページの歳入歳出予算につきまして説明申し上げたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては3億4,132万9,000円でございます。2款国庫支出金につきましては3億3,943万7,000円、3款療養給付費交付金につきましては5,285万4,000円、4款前期高齢者交付金につきましては1億7,687万3,000円、5款県支出金につきましては5,934万2,000円、6款共同事業交付金につきましては1億6,491万2,000円、7款財産収入につきましては101万円、8款繰入金につきましては8,297万4,000円、9款繰越金につきましては3,194万8,000円、10款諸収入につきましては72万8,000円を計上いたしまして、歳入合計は12億5,140万7,000円となります。

次に、歳出でございますが、1款総務費には961万9,000円、2款保険給付費には7億9,615万8,000円、3款後期高齢者支援金には1億5,811万8,000円、4款前期高齢者納付金には29万6,000円、5款老人保健拠出金には1万2,000円、6款介護納付金には7,718万2,000円、7款共同事業拠出金には1億6,640万9,000円、8款保健事業費には2,953万円。

4ページでございます。

9款基金積立金には100万円、10款諸支出金には208万2,000円、11款予備費には1,100万1,000円を計上し、歳出合計で12億5,140万7,000円を計上いたしました。

次に、39ページでございます。

議案第216号 平成22年度鏡石町老人保健特別会計予算でございます。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,128万3,000円と定めるものでございます。

また、第2条におきましては、一時借入金、限度額といたしまして3,000万円と定めるものでございます。

次に、40ページでございます。

「第1表 歳入歳出予算」でございますが、まず歳入におきましては、1款支払基金交付金56万1,000円、2款国庫支出金36万7,000円、3款県支出金9万2,000円、4款繰入金1,025万9,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入3,000円、合わせまして歳入合計は1,128万3,000円となります。

歳出におきましては、1款医療諸費といたしまして111万円、2款諸支出金といたしまして1,017万3,000円を計上し、歳出合計は1,128万3,000円となるものでございます。

次に、55ページをお開きいただきたいと思います。

議案第217号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

このたびの予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,089万3,000円と定めるものでございます。

第2条におきましては、一時借入金といたしまして、限度額を4,000万円と定めるものでございます。

56ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」の中で、まず歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料といたしまして6,414万円、2款使用料及び手数料2,000円、3款繰入金1,634万6,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入40万4,000円、これによりまして歳入合計は8,089万3,000円でございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費には184万6,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては7,864万1,000円、3款諸支出金には40万1,000円、4款予備費に5,000円、これによりまして歳出合計は8,089万3,000円を計上したところでございます。

次に、73ページでございます。

議案第218号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計予算でございます。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億446万9,000円と定めるものでございます。

第2条におきましては、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものでございます。

また、第3条におきましては、歳出予算の流用範囲を定めるものでございます。

74ページをお願いしたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、歳入では、1款保険料1億1,419万7,000円、2款分担金及び負担金99万4,000円、3款国庫支出金1億5,389万9,000円、4款支払基金交付金1億7,462万円、5款県支出金7,521万9,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金8,553万1,000円、8款諸収入7,000円、9款繰越金1,000円、これによりまして歳入合計は6億446万9,000円となります。

次に、75ページ、歳出でございますが、1款総務費に968万9,000円、2款保険給付費に5億7,706万5,000円、5款地域支援事業費に1,730万円、6款基金積立金に4,000円、7款諸支出金に10万3,000円、9款予備費に30万8,000円を計上し、歳出合計は6億446万9,000円となります。

次に、115ページでございます。

議案第219号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計予算でございます。

このたびの予算につきましては、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万円と定めるものでございます。

116ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、まず歳入でございますが、1款財産収入1万2,000円、2款繰入金301万7,000円、3款繰越金1,000円、これによりまして歳入合計は303

万円でございます。

次に、117ページ、歳出でございますが、1款総務費に2万5,000円、3款諸支出金に300万1,000円、4款予備費に4,000円、これによりまして歳出合計は303万円になります。

次に、127ページをお開きいただきたいと思います。

議案第220号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計予算でございます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,734万1,000円と定めるものでございます。

第2条におきましては、一時借入金の限度額を2億7,000万円と定めるものでございます。

128ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、まず歳入でございますが、1款財産収入には3億9,190万6,000円、2款繰入金には1,000円、3款諸収入には1,000円、4款繰越金には1,000円、5款使用料及び手数料には5,543万2,000円を計上いたしました。これによりまして歳入合計は4億4,734万1,000円となります。

129ページ、歳出でございますが、1款総務費には1億3,525万9,000円、2款事業費に3億1,108万2,000円、4款予備費に100万円、これによりまして歳出合計は4億4,734万1,000円を計上いたしました。

次に、145ページをお開きいただきたいと思います。

議案第221号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算でございます。

第1条には、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,320万円と定めるものでございます。

第2条におきましては、地方債といたしまして、148ページ、「第2表 地方債」によるといたしまして、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めまして、区画整理事業として行うものでございます。

146ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、歳入でございますが、1款繰入金には4,319万8,000円、2款繰越金には1,000円、3款国庫支出金には2,750万円、4款諸収入には1,000円、5款町債には2,250万円を計上いたしまして、これによりまして歳入合計で9,320万円でございます。

次に、147ページ、歳出でございますが、1款事業費に8,071万2,000円、2款公債費に1,202万3,000円、3款諸支出金に1,000円、4款予備費に46万4,000円を計上し、歳出合計で9,320万円を計上したところでございます。

次に、163ページでございます。

議案第222号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算でございます。

このたびの予算につきましては、第1条におきまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,134万9,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、次ページ、164ページでございますが、「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、まず歳入でございます。1款繰入金には2,000円、2款財産収入には1万4,000円、3款諸収入には1,133万1,000円、4款寄附金には1,000円、5款繰越金には1,000円を計上し、歳入合計で1,134万9,000円となります。

また、165ページ、歳出におきましては、1款育英資金貸付金に786万円、2款基金積立金に348万8,000円、諸支出金に1,000円を計上し、歳出合計で1,134万9,000円となります。

次に、175ページでございます。

議案第223号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算でございます。

このたびの予算につきましては、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,645万円と定めるものでございます。

第2条におきましては、債務負担行為といたしまして、178ページ記載の「第2表 債務負担行為」によるといたしまして、水洗便所改造資金利子補給金と欠損補填金に係る債務負担行為を定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方債といたしまして、同じく178ページでございますが、「第3表 地方債」によるものといたしまして、公共下水道事業債外3件の地方債を計上したところでございます。

また、第4条につきましては、一時借入金といたしまして、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

176ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、歳入では、1款分担金及び負担金といたしまして426万円、2款使用料及び手数料1億1,729万5,000円、3款国庫支出金3,700万円、4款県支出金74万円、5款繰入金1億4,265万3,000円、6款繰越金1,000円、7款諸収入10万1,000円、8款町債1億6,444万円を計上し、歳入合計は4億6,645万円となりました。

次に、177ページ、歳出におきましては、1款総務費に6,539万円、2款事業費に1億3,906万2,000円、3款公債費に2億6,043万円、4款諸支出金に1,000円、5款予備費に156万7,000円を計上し、歳出合計で4億6,645万円となったところでございます。

次に、197ページでございます。

議案第224号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算といたしまして、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,210万円と定めるものでございます。

第2条におきましては、債務負担行為といたしまして、200ページの「第2表 債務負担

行為」によるといたしまして、水洗便所改造資金利子補給金と欠損補填金に係る債務負担行為を定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方債といたしまして、200ページ、「第3表 地方債」によるとしたものでございまして、資本費平準化債に係る起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

198ページをお開きいただきたいと思います。

「第1表 歳入歳出予算」といたしまして、歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては2,000円、2款使用料及び手数料につきましては815万3,000円、4款繰入金につきましては4,294万4,000円、5款繰越金につきましては1,000円、7款町債につきましては1,100万円を計上し、歳入合計につきましては6,210万円となります。

199ページの歳出につきましては、1款総務費に2,106万9,000円、3款公債費に4,046万8,000円、4款諸支出金に1,000円、5款予備費に56万2,000円を計上し、歳出合計で6,210万円となります。

次に、215ページをお願いしたいと思います。

議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算につきましては、総則におきましては、第1条で平成22年度鏡石町上水道事業会計の予算は次に定めるところによるとしたものでございます。

第2条につきましては、業務の予定数量といたしまして、1につきましては、給水戸数といたしまして4,220戸、年間総給水量は141万9,100トンとしたものでございます。また、1日平均給水量につきましては3,888立方メートルと定めるものでございます。

次に、第3条につきましては、収益的収入及び支出の総額を2億4,643万5,000円と定めたものでございます。

次に、第4条につきましては、資本的収入及び支出を定めたものでございまして、収入につきましては1億3,080万円、また支出につきましては、資本的支出といたしまして2億7,619万円と定めるものでございます。

なお、収支不足額の1億4,539万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金などで補てんするものでございます。

216ページをお開きいただきたいと思います。

第5条、企業債につきましては、起債の石綿セメント管更新事業費と第5次拡張事業費をそれぞれ、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第6条につきましては、一時借入金として限度額2,000万円と定めるものでございます。

第7条につきましては、予定支出額の確保の経費の流用の範囲を定めるものでございます。

また、第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定

めたものでございます。

第9条におきましては、たな卸資産購入限度額を定めたものでございます。

以上、平成22年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせまして12会計の予算額につきまして概要をご説明申し上げました。

よろしくご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより12件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成22年度鏡石町各会計予算12件については、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成22年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、根本重郎君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、仲沼義春君、8番、木原秀男君、10番、深谷荘一君、11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の13名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午後 2時20分

開議 午後 2時26分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたのでご報告いたします。

平成22年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に14番、円谷寅三郎君、同副委員長に10番、深谷荘一君が選任されました。

#### 請願・陳情について

議長（今泉文克君） 日程第34、請願・陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第23号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情については、会議規則第86条第2項の規定により、所管の常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第23号は所管の常任委員会への付託を省略することに決しました。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（面川廣見君） 〔陳情第23号を朗読〕

議長（今泉文克君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これより陳情第23号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情を採決します。

陳情第23号を採択することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第23号は採択することに決しました。

陳情第24号から陳情第26号までは、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時31分

平成22年第12回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成22年3月8日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 決議案第4号 議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷荘一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	総務課長	木賊正男君
税務町民課長	高原芳昭君	健康福祉課長	今泉保行君
産業課長兼 農業委員 事務局局長	小貫忠男君	都市建設課長	圓谷信行君
上下水道課長 兼副課長	小林政次君	教育長	佐藤節雄君
教育委員 兼副委員 会長	長谷川静男君	会計管理者 兼出納室長	八巻司君
教育委員 兼副委員 会長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員	西牧英二君
農業委員 兼副委員 会長	古川ますみ君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長  
局

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

一般質問

議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今 駒 隆 幸 君

議長（今泉文克君） 初めに、4番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 皆さん、おはようございます。

4番議員、今駒隆幸でございます。

一般質問は実に3年ぶりです。きょうは何か余り緊張してよく眠れず、特に一問一答方式になりましたので新しくやるんですが、緊張しながら一生懸命努めたいと思います。ちょっと花粉症を持っていまして、途中ちょっとくしゃみなど出るかもしれませんが、お許してください。

昨年秋ですが、私の父が亡くなりました。私の父は前商工会長、そして当時の2区の区長でもございました。静岡から出てきて約40年、この鏡石町で生きてきました。亡くなる前の約15年ぐらいは、私たち家族も省みずという言い方はあれですが、どっちかという、本当に町づくりというか、人のためという形でやってきたのではないかなというふうに私たち家族は見ています。人の見方というのはあるんですが、静岡から出てきて、本当にこの鏡石町の皆さんにお世話になって一生懸命生きてきたということでは、本当に皆さんに家族として心より御礼申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

私の父でありながら、人としては先輩でございます。その先輩として、私たち兄弟に常日ごろ言うことは、怖がらずやってみなさいと、結果はいいか悪いかなんていうのは未来はわからないと、どうなるかわからない、ただ信じてやってみなさいということをつも言っていました。まだ私は若輩ですから、それがどういう意味かということとはよくわからなかった

んですが、このごろ思うことは、自分が27歳で議会に出たときに本当に一生懸命やろうと、わけもわからずでしたが何とかやってみよう、一生懸命尽くしてみようという気持ちを、今、父が亡くなってから、さらにもう一回思い出して、今こうやって活動を始めようかと思っております。

一般質問にこれから移るわけなんですけど、項目として5つあります。虐待の問題と職員の研修、あと町長の16年間の政治姿勢、町道高久田・鏡田509号線の須賀川市への開通のことと、あとまちなか情報交流館かんかん館のことについて5つであります。あくまでイメージとしてなんですけど、これから先のビジョンという形で私なりの提案ということと現状を聞くという形でやっていきたいと思っております。ここの中には、平成22年度の予算が今上程されておりますので、ある程度計画ができていますと思っておりますので、すぐこうしろということではないと思うんです。税金で運営される限り、提案であったならば議論を少しでも深めて尽くすということが、私は大変大切なのではないかなということをおもひまして、元気よく質問させていただきます。

では、1番の虐待の対応について積極的に取り組むべき、読ませていただきます。

近年、社会的弱者と言われる方への虐待のニュースが聞きざたされている昨今、鏡石町でも起きていないとは言えない環境にあります。今後、社会的弱者への虐待対策として、町自体で対策の情報を共有し、虐待された方への保護対策が必要と考えます。これは、皆さんニュースを見ていただければわかるんですが、非常に情報化ということもありまして、今毎日毎日が弱者への虐待ということで、特に私が悲しむのは子供が虐待され死んでいった、食べ物も与えられず死んでいったということを考えると、本当に何かかわいそうという気持ちになるわけです。

鏡石町は木賊町長の政策により、全く少子・高齢化しなくて子供がすごく多いんです。そういう意味では、鏡石町があるということではなくて、これからこういう難しい社会の中でこういう対応に迫られるのではないかとということで、私は質問させていただきました。

間違いなく、私たち人間が生きている限り、ほかで起きていることは私たちの町でも起きると考えられます。実際、私も、これから質問させていただくんですが、年少時代からやっぱり耐えられない学校での虐待とかというようなこともありました。そういうことも、自分の経験談も含めてちょっと話を深めていくということをやってきたいと思っております。

1、学校の先生による虐待対策は万全とお考えでしょうか。これは、今現存あるということじゃなくて、ほかで起きている可能性があるものに対してだから、そういうものに対しての対策はどうなっているかということをお聞きします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） おはようございます。

4番、今駒議員の質問にお答え申し上げます。

学校の先生による虐待対策というようなことでございますけれども、学校の先生による虐待とは、教師が児童・生徒に対して殴る、ける、長時間の起立、正座、用便や食事などの禁止、差別、酷使、自白供述、教室に入れない、教室外に出すなどの教師の体罰を指しているのかと思います。教師の体罰については、学校教育法第11条ただし書きに、いかなる場合においても行ってはならないと記されております。

学校での防止対策といたしましては、体罰を容認する雰囲気がないか、絶えず校内の生徒指導体制を見直し、改善を図るとともに、校内に服務倫理委員会を設置し、定期的に体罰防止に関する通知、通達の内容を指導しているところでございます。また、新聞記事や他校の体罰事例を的確にとらえ、指導に問題がないか会議の中でチェックをしているところでございます。また、教育委員会といたしましても、町立校長園長会議の中で体罰防止について学校全体で取り組み、児童・生徒を被害から守るよう指示をしております。今後とも体罰を含む教職員の不祥事及び学校事故防止に万全を期していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） この学校の先生による虐待というのは、体力的にも大人ということで、子供同士ということもあるんですが、限定として大人がやるということなんですが、以前も同じような質問、4年前か5年前ぐらいか質問したことがあるんですが、実は教育長ともお話ししたことがあるんです。

約28年前になります。私が鏡石の小学校5年生だったんですが、私は当時障がい者だったので、3年間郡山の病院で入院して出てきて、こっちの鏡石第一小学校に来たわけです。3年、4年と過ごしまして、5年生にある先生に会うわけです。その先生は外から見えるガラスに全部黒い布と紙を張って、外から見えないようにして授業をやったわけなんです。じゃ、実際どんなことが行われたかということなんですが、二、三人が授業を受けて、ほとんど全員が正座で座っていると、朝から晩までと。私がどうしても忘れられないのが、上半身裸で座らせられたということだけはもう忘れられない。私だけではないんですが、私ももう精神的に追いやられたんだが、肉体的ということでもないんですが、そのままだも全然平気と、そのままトイレにも行ってしまっていると。

今、大人になって、特に約11年間ですが、特に教育には力を入れてきたんですが、今考えてみると、学べば学ぶほどあのころがやっぱりおかしかったと。それが私一人ならいいです、皆さん、かなりの数の人間がその状態で授業を受けていたと。だから、中学校に入ったとき

は完全に授業を受けていないわけですから、ほとんどができていなかったと。ある新しい先生に、そのとき来た先生、大学出たての先生に相談したところ、その先生がアパートで課外授業をしてくれたというありがたいことがありましたけれども。

皆さん、私、恨みつらみとかではないんです。皆さんの世代、私より大先輩ですけれども、その当時はいろんなことがあったでしょう。愛のげんこつだとかそういうこともあったと思うんです。ただ、私がお伝えしたいのは、今の時代にそういうことがあるのかということなんです。私はそこにやっぱり人間の恐怖を感じるわけなんです、その先生に会ったことに對して。今、私38歳にもなって、まだそのことで心を痛めているということもあるわけなんです。本当に恐ろしいことです。授業中、踏み台昇降を1時間延々やっているとか、とてもこの鏡石の小さな町でこんなことが起きているのかということには実際にありました。

いまだに、この38歳にもなって同級生が会えばその話です。なぜその話かということ、私がこういう議会に入り、鏡石はどうなっていると、そういう話をするんですね、皆さん。やっぱり私だけじゃなくてそのときのショックが大きいと。医学的に言うとPTSDになっている可能性は高いし、例えば家族を持っていて、自分に奥さんがいて子供がいたりすると、自分の子供もそうなるんじゃないかというようなことさえも考えてしまうと。今では、この情報化の社会だから、なかなかそういうことはあり得ないというふうに思っております。

ただ、一つポイントとしては、人間がそれをやったということは、私は絶対に繰り返すと思っているんです。それは、例えばひどい人は3年間やられたというんですよ。その3年間やられた子はもう完全に人生を踏み外しましたけれども、僕らの同級生の間では、ああもう踏み外しちゃったなと、中学生あたりはもう精神がかなりおかしくなっていましたから、もう踏み外したなと。だから、何ていうんでしょうね、その子は3年間、僕は2年間。1年間という方もいらっしゃる。ただ、今は、それが1時間であっても一瞬であっても、そういうPTSDを発症させるということだと思うんです。だから、私は自分がそういう経験をしたという中ではどうしても、前教育長ともこのお話はやりましたが、そういうことを絶対に忘れてはならない。では、どういうふうにとらえたらいいかということなんです。皆さんがそういうPTSDだとか心の痛みがわからない場合は、自分のお子さんとかお孫さんがそうになったら自分はどうすると。

私、議員になって一番最初に言われたことなんです。亡くなった武田さんという方なんです。その方は僕の同級生のお母さんでした。一番最初に涙流して、絶対そんなこと鏡石はもう起こしてはいけないよと。そのころは、何か亡くなった武田さんに聞いたら、学校にも言えなかったんだって、怖くて、親が。子供がそんなになっても。もう言えなかったんだって。だから親と2人で泣いていたって言う。だから、今駒君、絶対にああいうことはもう起きないようにと。実際、私が小学校5年生、6年生はもう毎日テレビの、何というか

な、7時15分になると音楽が鳴るんですけども、その音楽が鳴るとときどき心臓がするわけです。そうやって学校に通ったということがあったわけなんです、まあそれは一部のひどい例ということなんです、ただ、皆さんわかってほしいのは、この鏡石出身の方でそれだけ心を痛めている方が間違いなくまだいるということなんです。だから、そのころの税金を使って私たちこれ運営しているということで、そういうことがあったことを絶対忘れないでほしいということが、私はぜひ執行部の皆さんと、特に教育長に伝えたいということなんです。

だから、その事例ということなんです、そういうもの、今の現状をどういうふうにとらえていくかということを見ると、細かくやっぱり注意深く学校の中を見てほしいということをお伝えしたいんです。そして、それにはどういうふうにしてやっていったらいいんだろうかというのは、ぜひ父兄の参画、学校を運営するのに学校の先生だけ、教育委員会だけじゃなくて、父兄を参画させながらうまくコミュニケーションをとることが、私大切だと思えます。

そういった中では、今モンスターペアレントだとかそういう何かすごく厳しく言われる方、学校の校長を訪ねてみると、そういうことをやっぱり言われるんです。よくわかるような気がするんです。僕らの世代は結構厳しくネガティブに物を言いますから、それで傷つけてしまう場合もあるんですが、そういうものがあるんですけども、実際やっぱり、何とかな、そういうことをなぜするのかということは、コミュニケーションが不足しているということだと思えます。それは、例えば教育委員会もそうだし、親と学校側のそこがうまくリンクされていないということだと思えます。そういったことのリンクというのを、やっぱり私は絶対必要だと思えますが、教育長、いかがでしょうか。そういうことをやっぱりうまくみんなで話し合っていくということも必要だし、特に、怖がらず、虐待のこともあるとかないとかじゃなくて、考えていかなければいけないということ、その三者で話していくべきだということだと思えますが、さらにつけ加えれば、住民です。町全体が子供を守るとか、学校をうまく運営するということにかかわることができたらいいと思えますが、そういったことができればいいなと思えますが、いかがでしょうか。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） ただいま4番議員の件でございますけれども、現在、平成21年度から鏡石町の教育委員会の中に教育指導主事というものを配置していただきました。この職員については毎週必ず1回、第一小学校、第二小学校、中学校を巡回訪問をして、各教室を回って具体的な状況についてつぶさに見ていただいて、学校の先生の状況、生徒の指導の状況、それから校長先生にその結果を報告して、さらに教育委員会で私のほうに報告していただくと、そういった報告制度をつくりました。さらに、平成20年の後半から、学校、地域、それ

から家庭を含めた学校支援地域本部事業、いわゆる学校応援団という事業を発足させまして、平成18年にできました学校教育基本法の改正の趣旨を踏まえた全体で子供たちを見守るといふようなことが始まりましたし、そういったことを通じながら、子供たちを全体で地域で育てると、そういうようなことを進めていきたいというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） すみません、つい熱くなって時間……。早速進めます。

次に、家庭内ドメスティック・バイオレンス対策は万全とお考えでしょうか。これも、今度は学校というコミュニティーだけじゃなくて、家族の中ということも社会的にも問題になっています。弱者というのはやっぱり子供、女性、老人ということなんですが、そういったことの対策はいかがでしょうか。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。家庭内のドメスティック・バイオレンス対策についてでございます。

ご承知のようにドメスティック・バイオレンス、DVにつきましては、配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のことを指しております。平成13年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されまして、福島県では平成16年に女性のための相談支援センターを開設し、相談員を配置しまして相談支援を行っているところであります。また、県中地域におきましては、県中保健福祉事務所に被害者相談窓口が設置されているところであります。

町としましても、DV被害者が適切な支援を受けられるよう、相談支援センターや保健福祉事務所と連携を図りながら対応しておりますけれども、相談窓口のPRや啓発活動ではまだ不十分な面もあることから、それらを推進しますとともに、さらに関係機関との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 本当に対策というのは十分でない、行政で税金で運営する限り、どこにゴールがということはないと思うんです。きのうというか、双方の虐待の件数をずっと調べてみると、平成2年から平成19年までの伸び数を見ると、平成2年には1,100件くらいの相談だったのが今だと4万件を超えていると。情報の推進とか、何というんですか、そういう窓口を開設したからということも含まれるかもしれませんが、ただ、私は、これ自体も本当にまだまだそんなにしっかり出ている数字ではないと思うんです。だから、そういったこと

を考えると、町自体でこういうことに関して議論を深めるという意味でも、防犯対策は必要じゃないかというふうに私自身は思うんですが、そういったことの対策はお考えか、お聞きします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 町自体での防犯対策についてということでございますけれども、児童や高齢者の虐待問題につきましては、社会的弱者と言われる方々を虐待から守っていくためには、先ほど教育長のほうからもありましたけれども、地域での見守りというのが大変重要になっております。地域社会との接点が少なくなっている現状におきましては、町児童虐待防止連絡協議会、さらには高齢者虐待防止連絡会などを通して、関係機関の連携やネットワークの強化を図り、対応しなければならないと考えておるところでございます。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 大切なのは議論を深めるということと、あと、できれば広報等あたりで特集を組んだりするのも一つのやり方かなと思うんです。そういったことで対策していくということも一つのあり方だと思いますので、何度も言いますが、DVを受けた側としては、非常にやっぱり心の問題というのは大きいですね。見方としても、やるほうも病気、その人が悪いとか悪くないとかじゃなくて、病気じゃないかというふうに見てあげなくてはいけないという、そういう見方もございます。だから、非常にこのことに関しては命にかかっていることですので、ぜひこれは要望ということになります、広報とか話題に上げて話し合うということをお願いできればと思います。

次の質問に移ります。

2の「住民と同じ目線」に合わせる町づくりをするべき。住民と協同した町づくりが大切だと考えるが、職員のスキルアップを兼ねて民間団体への研修を考えるべきではないか。

（1）、町役場にとって住民がお客様になる。今後、その受け入れ対応にも住民と同じ目線で受け入れる姿勢が必要と考えるが、いかがでしょうか。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問ありました住民と同じ目線での町づくりをすべきということで、職員のスキルアップを兼ねて民間団体への研修を考えるべきではないか。また、役場にとって住民はお客様になる。今後、その受け入れ対応にも住民と同じ目線で受け入れる姿勢が必要との考えというふうなことでございますが、全く同感でございます、行政は町民があつての行政

でありますので、町民への接遇といたしましては、常に町民目線での対応が大変重要であるというふうに考えてございます。つまり、同じ現場に立って同じ目線で見るというふうなことだというふうに考えてございまして、職員には機会あるごとに指導管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君）では、2番のまた今後より向上した運営を考える点で、住民を迎えるに当たって、まず快く受け入れるマナー、先手のあいさつ、あいさつの仕方、これもマナーですね、さらにしっかりと受け入れることができる傾耳力、相手のことを全部聞いた上で対応するという事なんですが、身につけていくということが重要かと私は考えます。そういったことにたけている民間団体等での研修をふやしていくことで、同じ目線の共有ができるとも考えます。今後の職員の人づくりとして、対応の向上と同じ目線での共有が必要なスキルと考えますが、いかがでしょうかと、先ほどの質問と似通ってしまうんですが、このポイントとしては、さらに細かくあいさつだとかそういったことも先手でやっていくということがすごく気持ちいいのではないかとということだと思っております。入ったほうも気持ちいい。

執行部の皆さん、私、じゃ、皆さんの対応がクレーム来ているかということそうではないんですよね、このごろ。僕入ったころは、皆さん何か言いたいんだがということで僕に言ったんだけど、僕は何かこのごろ町役場に行くけれども、すごく対応が皆さんいいなというふうには思うわけです。ただ、この中で唯一できていないなと思うのは、先手のあいさつだけはなかなかできていない。じゃ、これがいいか悪いかという理論にもなってしまうんですが、そういったことも民間団体で学ぶということが大切なのかなと思っております。それで、学んだことによって自分みずからやれるということができるとということだと思っておりますが、職員の中の人づくりということがすごく大切だと思いますが、そういった意味で傾聴力だとかそういうプログラムの勉強をしていくべきだということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

まず、前段での人材の育成というふうなことでございますが、町といたしましては、人材の材は材料の材ではなくて財産の財だというふうな考え方で職員の育成に努めているところでございますが、前段、職員のマナー、あいさつは最も大事なことはないかなというふうに考えてございますし、いわゆるいろんな方に耳を傾けていく傾聴力というふうなことも大事なことであるというふうに考えてございます。

その中で、民間団体への研修をふやすべきとの考え方でございますが、ただいま申し上げました人材育成の中で、町は平成14年に人材育成の基本方針を作成してございます。その中では、職員研修を自己啓発、職場研修、研修所の研修、派遣研修ということでの研修を柱といたしまして、これまで研修を行ってきたところはご承知のとおりだというふうに考えてございます。その中でも、基本的には福島自治研修センターが施設研修でございますので、そちらに派遣をしてございますが、平成21年度から、かつても行っておりましたけれども、全国への研修ということで、全国市町村アカデミーへの研修等も行いながら、接遇等のカリキュラムにおいての研修を行い、民間の講師をそちらの研修所でお招きをしながら研修を行っているところでございます。

今後の行政の中では、いわゆる職員の説明責任、また、住民とのコミュニケーション能力、そしてまた人的なネットワークの構築が非常に大事なというふうに考えてございますので、ご質問の民間団体等への研修につきましても、ただいま申し上げました人づくりが非常に大事だというふうなことから、今後の重要な課題というふうなことで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） わかりました。先ほども言いましたが、ゴールはないと思うんです。ぜひ、少しでもいい役場というか、皆さんが来やすく、物を言いやすくできるような役場になっていただきたいということをお願いしたいんです。先ほども、話戻してしまいましたが、非常に私たちの世代がやっぱりネガティブに物を言う場合がございます。それでも受け入れ方次第で全然変わってくると思うんです。何が大切かということは、その言い方の問題ではなくて話すことの内容の問題、それが大切だということですから、そういったこともしっかりとらえていくと。そういうことを、若い世代というか人材を育てていくということをやっていただきたいと思っております。

次に移ります。

3、木賊町長の16年間の政治姿勢についてお聞きいたします。

木賊町長が就任して16年になろうとしています。その経験は、一つの見方として、行政ということもあり、事例としての町の共有財産とも言えます。その町共有財産として、16年間地方自治体を運営した者として、その経験についてお聞きいたします。

町長として町運営に最も大切と思うことは何だったのでしょうか。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 4番、今駒隆幸議員の質問にお答えいたします。

16年間の政治姿勢についてのご質問でございますが、私は、平成6年の初当選以来4期16年間、不偏不党、公平無私、町民との対話と合作の町づくりを基本理念に、町民が豊かで人も環境も美しい町を目指して、公約実現のため全力で取り組んでまいりました。

町政運営に最も大切なことは、惻隱の情、すなわち弱者への深い配慮が最も大切なことであり、新渡戸稲造は武士道の最高の美德として、敗者への共感、つまり敗れた者への共感、劣者への同情、劣る者への同情、弱者への愛情、つまり弱い者への愛情ということが言えますが、このように書いてあります。まさに惻隱を最も重要視しており、私もこのことを心にしたため町政運営に当たってまいりました。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 町長、私、町長から見ると本当に若輩なんですけど、議員としてはこういうことを言うのはどうかと思うんですが、本当に弱者という部分では、私が見た中では、本当にそういった運営がされたのではないかなというふうに思います。特に、私の個人的な意見なんですけど、本当にありがたいと思うのは、若い方々の政策が多くて生活しやすい。つい2日前も女性の方にそれを言われまして、ああすごくいい運営がされたのではないかなというふうに僕は評価されたと思うんです。

ただ、そういった中では、特にその政策とかそういったことに対してはどういったことがあったでしょうか。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 私は就任以来、先ほど申し上げましたように、終始一貫公平公正に町政運営に努めてきたと思っておりますが、時代とともに事業・事務内容についても変わってまいりました。そういった中において、先ほども申し上げましたように、終始一貫、弱者への深い配慮をどうすれば政策に具現化していくかということを常に念頭に置いて仕事を進めさせていただきました。

具体的な展開といたしましては、1期目にはかぎっ子対策として児童館を建設いたしましたし、学童の預かり事業を行いました。同時に、乳幼児医療費の無料化について、4歳児未満まで引き上げをいたしました。また、中学生をカナダに派遣する事業も始まりました。そして、低所得者に対する住環境の整備ということで町営住宅を建設をいたしました。

2期目には、健康や文化の充実ということで町民プール、そして図書館の建設を初め、字名称の簡略化を推進いたしました。同時に、乳幼児医療費の無料化を就学前まで引き上げました。

また、3期目には、保育所の分園あるいは延長保育、幼稚園の預かり保育、そして二小の放課後児童クラブ、さらにはつどいの広場、そういったことで働きやすい環境づくりに努めました。同時に、あやめサミット、そしてあやめの花をめでながら町民こぞって情緒豊かな穏やかな町づくりをしていこうということで進めました。よさこい祭りや、あるいはオランダ祭り、さらに、同時に乳幼児医療費の無料化を小学校3年生まで引き上げと。

4期目、間もなくあと3ヶ月で終わろうとしておりますけれども、認定こども園、これをもって待機児童なしということで、全員保育所関係で預かっていただくことになりました。さらに、小学校6年生まで無料化を実施いたしました。4月からは、集大成として中学生までの無料化を実施することといたしました。

こういったことを絡めまして、総合的に在宅福祉やデイサービス、さらには介護保険などについても充実いたしました。生活環境の整備、さらには教育環境の整備など、主に人に優しい安全・安心な町づくりを政治視点に置き、仕事を進めてまいりました。ご理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 本当に数々の政策だったと思います。1993年以降、やっぱり予算とかバブルはじけてからなかなか大変な運営だったのかなというふうに思います。

最後に一つ、町長お聞きしたいのだけれども、今16年間務め終えようとしているわけなんですけれども、住民に何か一言あればいただきたいのですけれども。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 先日もあいさつで申し上げましたけれども、町民の皆様方には絶対的なご協力をいただきまして、私が信条とする町民と一緒に町づくりをしていくんだという町民合作の町づくり、まさにこの集大成としてあやめの里づくりにつながってきたのかなと思っております。町の至るところで笑顔が絶えない町にでき上がったと。また、第一小学校の交差点では、向こう側に立って待っている私に対しても、子供たちが「町長さん」と、こう手を振って声をかけていただける、そういう町になったのかなと、改めて町民、そして多くの皆様方に感謝ただ一念でございます。本当にありがとうございました。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 町長、ありがとうございました。任期いっぱいまで、最後まで目いっぱい頑張ってください。

次の質問に移ります。

4、町道高久田一貫線鏡田509号の須賀川への開通計画は。

昨年、議会より意見書が提出されましたが、何らかの回答等があったでしょうか。また、平成22年度の運営プランとしてはどのような動きをお考えでしょうか、お聞きいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

町長（木賊政雄君） 高久田一貫線のいわゆる509号線の須賀川市への開通につきましては、たびたびこの議会の場でも取り上げまして、私どもといたしましても鋭意努力してまいりました。

第一次的には、須賀川市当局にこの事業がかかっておる関係から、我々は市当局へ要請するという形で全力を挙げてまいりました。市当局も、お聞きしますと、数十回地権者と接触をしてまいりまして、その都度、地権者の意見、要望等も聞き入れながら、何とか妥協点を見出そうと努力してきたということでございます。

市長もかわりまして、新しい橋本市長にも私が直接たびたび何とかしてほしいということで、市長も積極的にこたえようということで、部課長ともども努力しました。しかしながら、現在まで、残念ながら地権者の同意を得るに至ることができておりません。先般も議会より地方自治法に基づく須賀川市長あての意見書が採択されまして、市当局へその意見書が提出されたところでございまして、市当局も重く受けとめておられることと思っておりますが、何せ地権者の考えが変わらない限り難しいという段階でございますので、引き続き私どもは丁寧に、しかも粘り強くお願いをしていくと。そして、市当局のご努力に期待をしていくという、そういう立場だろうと認識しておるところでございまして、私もできるだけ残された期間、開通に向けて力を入れていきたいと、このように考えておりますので、どうぞひとつご支援のほどお願いしたいと思っております。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 今、隣の渡辺議員からちょっと情報いただいたんですが、隣の須賀川市の部長さんが7回訪問、課長さん70回訪問しているらしいんです。これが、もちろん努力はなされているということだと思っております。私たち鏡石としては、あそこがつながればどういふふうになるか、私らの鏡石町にとっては、非常に住民にとってはメリットが高いものでございます。今、町長から引き続き全力を尽くすということなんですが、ぜひお願いしたいのは、相手はもちろんあるので、今までどおり、さらに計画的に粘り強く相手にも伝えていくということが私は大切なことだと思っております。それをもうやるやらないというレベルの話ではないと思っております。絶対に地権者という相手がいますから。だから、地権者は私たちの

この鏡石町の方ではないんですが、何らかの努力でその方がやっぱりやわらかくなる方式はあると思うんです。だから、そういったいろんなことを考えて、プランを練って、須賀川の市役所だけを動かすだけではなく、私たちも何かできることを議論をし尽くして動かすということが私は大切なと思います。あそこが通れば間違いなく便利になります。

こういった見方もあるんですけども、エコ、今エコロジーと言いますが、あそこが通るだけで車の渋滞がなくなるわけで、エコロジーということでもプラスの材料も非常に多いんです。私らは議員で毎回毎回どうしたどうしたということばかりなんですけど、ぜひ情報を共有しながら、みんなで協力して声をかけるということをやれたらというふうに思っております。ぜひ引き続きことしも頑張ってくださいと考えております。

5番の質問に移ります。

鏡石まちなか情報交流館かんかん館の平成22年度の運営についてお聞きいたします。

昨年後半より運営が始まりました。より活発な運営計画をお考えかお聞きいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

かんかん館の平成22年度の運営計画の考えについてのご質問ですが、かんかん館につきましては、町の観光協会に管理及び運営を委託し、町民の交流の場と各種情報のPRを通して、新たなにぎわいの創出を図ることを目的に昨年8月5日にオープンをしたところです。事業としては、ミニギャラリーや各種趣味講座の開設、岩瀬農業高等学校のチャレンジショップや農産物、特産品の販売などを実施しております。2月末日現在で5,000人の来館者を数え、1日平均30名弱の来館となっております。

来年度につきましては、既存事業の充実はもちろんですが、特に農産物の販売については販売日や出荷者の拡大を図り、より一層充実した運営を進めていきたいと考えております。運営については、これまでもたくさんの皆様方に貴重なご意見をいただいております。今後も町民の皆さんの憩いの場となるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） このまちなかかんかん館なんですが、私の私的意見なんですが、4年後に65歳以上が4人に1人になります、この国は。鏡石はそんなに少子・高齢化していないんですが、私が考えるには、やっぱり鏡石でも高齢化してくれば、そのコミュニケーションということがすごく大切なのかなと思うんです。何でそれを言うかという、駅前のアパートとかでおじいちゃんが1人とかで暮らしていると、すごくコミュニケーション不足で、よくお茶一緒に飲んだりするんだけど、非常にやっぱりかわいそうなのね。先ほどの虐待

という話とかもみんなそういう寂しさから来るとか、そういうのにもつながってくるんだけど、そういった意味では、私はそのかんかん館が新たなコミュニティの場所ということの構築という部分では、私はこれは大切な場所になってくるのかなと思います。

だけれども、その大切な場所というかんかん館でも、行政がやることに、行政というか委託しているけれども、自己満足になっては絶対、今みたいな人数を維持することは僕はできないと思うんです。だから、そういうことを考えると、さらにアイデアを練って考えていくというのも一つの考えかと思うんです。

きょう朝、課長のところをお訪ねしたら、あそこで朝市やられているんですね。朝市やられているって、すごく僕はいいアイデアだなと思うんですけれども、どんな形でやられているんですか。さらに、どのぐらいの人数来られているのかわかれば教えてください。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいまの朝市関係のご質問にお答えをいたします。

朝市につきましては、かんかん館が開館をいたしました8月から毎月最後の日曜日に、かんかん館の前の駐車場等を利用して朝市を実施しております。朝市につきましては、協力していただけるあやめ関係を含めたいろいろな方々に出店をお願いしまして、野菜が一番多く出る時期には出店者、それから来館者も多いんですが、特に農閑期、冬場等についてはなかなか農産物の販売品目も少ないことから、出店者、さらには参加者等も減っているような状態がございまして、通常ですと、7軒から10軒ぐらいの出店、さらに、そこにはお客さんとして、30人から、多いときですと7、80人ぐらいの来場者というようなことでこちらでは集計をしております。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） あそこで朝市をやるというのは、僕すごくいいことだと思うんです。そのかんかん館というコミュニケーションの中に、さらにイベント的にそういうものを作っていくということで、さらにコミュニケーションという点では、物を売り買いするということがただじゃなくてそういうことができる。特に高齢化社会になってくると、そういうことが絶対、先ほど言ったように行く場所が必要になってくるということなんです。

そういった点で、今言ったかんかん館の活性化という点で朝市というポイントを置くんですが、実は、私ら議員の方々に埼玉の小川町に朝市のことで視察に行ってきたんです、私費で行ってきたんです。これは渡辺議員があちらの小川町の産業課の方と話ししまして、こういったちゃんとした視察の形でやってきたんです。こちらにおられる方、商工会の方々なん

です。話を聞いてみるとびっくりするんです。何か商工会の中のグループなんですが、A Bはちょっと仲が悪いと、よくありがちですよ。A Bが仲悪いけれども、この2つがタッグになってやってみようかといって朝市が始まったらしいんです。なかなか最初はもうやりたくないとか、もうこんなだからやりたくないとかという話が多かったんですが、やってみるといい雰囲気でき上がってくるわけです。最初の出店が月1回で1,200人来られたと。

だけれども、見てみると、ここ高齢化しているんです。もう、言い方失礼だけれども、ちょっとシルバーの方ばかりなんです。月1回しかやらなくて2時間しかやらない、しかも。たった2時間しか、今これは準備段階なんです。しっかり準備できているなどということなんです。そうすると、30分もいると、こんなに人が、ちょっと見えないかもしれませんが、もうぞろぞろしているんです。見てみると、もうやっぱり皆さん見ているように年いている方ばかりなんです。私ら、これ聞いてみると、やっぱり楽しみだと、月1回のイベントが、みんなでこうやって出会ったり話ができるということです。

私はこれを見て、これはいいわと。これだけ高齢化になってくるわけですから、例えば、高齢化しても夫婦でいるとか家族でいるという方はいいですよ。そういう一緒に家族がいるから。例えば1人の方とかは、やっぱりこういうものがないと、人づき合いというのがなかなか少ないです。鏡石も意外と都市化しているそうです、駅前なんていうのは。だから、そういうのを見ると、これだけ人が集まってわいわいやっているわけなんです。私これを見て、これはいい案だなと。今約100回目、毎月1回で90回いろんなイベントをしました。びっくりするのは、最高客が1万人超えたケースもあると。たった2時間しかやっていないんですが。

ただ、これ見てみるとわかるように、最初は朝市しかやっていなかったんだけど、そのうちイベントをやるようになったんです。そのイベントはどんなことかということ、生涯学習あたりで、例えば鏡石町だと合唱をやっていたり、そういう何かいろいろサークルやっている方いらっしゃいます。そこで出し物をやっているんです。そうやってお披露目しながら皆さんでこういうコミュニケーションを図るということをやっているようなんです。これ2時間で終わるらしいんです。ぼくびっくりしました。商工会長とか後から来てお手伝いをするというスタイルなんです。

じゃ、行政が中心で動いているのかということと違うんです。意外とこれ店出しているのが皆さん民間の方で、安く出せるからということとやっているみたいなんです。これ、その中の写真の一つなんです、特にこういった形、農家の方、こういう形でよく売れるというふうに言っていました。なぜかということ、これだけの人だからやっぱり買いに来るわけです。ただ、問題は人が来過ぎて駐車場が足りなくなったということの問題はあるんですが、ただ、かんかん館の活性化というか、ああいうコミュニケーションの場の活性化としては、こうい

った形の活性化、イベント入れて活性化やるのも一つかなと。突然何かをやれということではないと思うんです。私たちが言っているのは、こういうやり方もあって少しずつ深めていくやり方もあると思うんです。一つのポイントとしては、駅前のかんかん館を主体として、こういう皆さんとのコミュニティの場をつくるということが僕は大切なのかなと思うんです。

皆さん、これ、先ほども言いましたけれども、お店ばかりだと思うでしょう。実は違うんです、役所も出店しているんです。僕がびっくりしたのは、役所は、これだけの人がいるから広報を出すのに、あと商工会青年部の方は青年部の方でお店も出している。あとは一般の方も例えばコーヒー、農家の方がコーヒーやり出して試しに出しているとか、そういう形もとれているということなんです。非常にいつもお店出す人が満杯になっている。

もう一つおもしろいなと思ったのは、ここ限定の、何というんですか、地場品、名物品が生まれたと。ここだけオンリーでその名物品が生まれて、それが非常に売れていると。ブランドですよ、そういうことができたということだと思うんです。確かに今これ90回ですから、なかなかそこまで行くのも大変だったということは聞いております。このポイントとしては、かんかん館の運営に関しては委託ですが、できるだけ、こういう時代だから民間の方を巻き込んで元気にさせると。特に鏡石はCM大賞でも見ているように、農産物とかすばらしいものがあるんですから、今までの販売する窓口を一つまたこうやってふやしてあげるということも喜びになるんじゃないかと思うんです。そういうコミュニティのとり方もあると思うんです。だから、こういったこともひとつ研究して考えてみてはいかがでしょうか。議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 今ほど小川町の事例をいろいろとご紹介いただきました。一般質問が始まる朝の時点で資料もいただきまして、大変ありがとうございました。小川町のほうも90回というような先ほどご質問の中にもございまして、最初は1,200人という、規模は大分鏡石町とは違いますけれども、高齢化の中で、平成14年からいろいろあったんですが、90回続けてきたということが一つ評価できる点なのかなというふうに思います。

資料の中にもありましたけれども、いろいろ意見が出て途中でやめてしまおうとか、いろいろ出されたというふうな資料では載っておりましたが、それを続けてきたことで新たないろいろなアイデア、イベントなどが出たということ、さらには、高齢化されている皆さんが多い中で、やる側も、それから来る側も多分生きがいになってきて楽しみになっているというようなことですから、非常にいいような取り組みだろうというふうに思います。

町のほうといたしましても、7カ月経過しましたので、経常的な内容としては農産物を今

までは週2回でしたが、できれば毎日販売できるような形で多くの方に毎日来ていただけるような環境づくりとか、それから、イベントにつきましても、今まで回数が少なかった分、内容と回数の充実を図っていきたいという思いと、それから、あと、この間運営については職員のほかにボランティアの皆さんに非常にご協力をいただいております。そういうこともございまして、先日ボランティアの皆さんにおいでをいただいて、1年間の反省も含めて来年の考え方などもお聞きをしましたところ、来られる方が、今までお年寄りの方が特にお茶を飲んだりいろいろする場面がなかったと。来られる方も非常に楽しみにしているというようなご意見もありまして、中には大変だというふうなお考えもありましたけれども、来年度についてもご協力いただけるという考えのご発言もございました。

それから、お年寄りの方なども、新年度についてはボランティアなどに含めることで、お年寄りの方々の生きがいとしてこうやっていただけるような場面の設定などのご発言もありましたので、できれば多くの方にいろんな面でかかわっていただくということがにぎわい創出の近道だし、皆さんにとっても幸せが実感できるのかなというふうに思いますので、いろいろそういうふうなお力をおかりすることとか、いろいろいい意見は取り入れるような前向きな考えで今後も運営をしていきたいというふうに考えております。

議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでといたします。

根 本 重 郎 君

議長（今泉文克君） 次に、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） おはようございます。1番の根本であります。

質問に入る前に、木賊町長におかれましては、4期16年間にわたり、町政の発展と町民の安全・安心の町づくりにご尽力されてきたこと、つまり、町民との合作の町づくりは多くの町民の方々のご理解と評価を得たものと確信いたしております。これからは健康に留意されまして、一人の町民として行政の指導、ご意見などをお願いするものであります。本当に長い間ご苦労さまでありました。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、虐待のない社会にするために行政は何をすべきかについてであります。虐待というとウィキペディアという百科事典の出典によりますと、虐待とは、自分の保護下にある者（人、動物等）に対し、長期間にわたって暴力を振るったり世話をしない、嫌がらせや無視をするなどの行為を行うことを言う。一言に虐待といっても対象や種類はさまざまであるとあります。大きく分けると、子供・児童虐待、高齢者・老人虐待、あるいは動物虐待な

どが主なものであると思います。その中で、子供への虐待と高齢者への虐待について、疑いを含めて質問をいたします。

初めに、子供への虐待について（疑いを含めて）であります。

過去3年間の我が町の件数はどうであったか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

子供の虐待につきまして、過去3年間の件数でありますけれども、平成18年、19年、20年度で13件の相談を受け付けております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、3年間で13件とありましたけれども、この年度別の件数はどうなのかお伺いいたします。多くなってきているのか、あるいは減ってきているのか、年度の件数お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 年度別の件数でありますけれども、18年度が3件、19年度が6件、20年度が4件となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、いじめという言葉が虐待ではないかなと、いじめも。そういうふうに解釈している方もありますけれども、私も、いじめというものもやっぱり虐待につながっているのではないかなというふうな、さっきの百科事典の出典から見ますと、そう思うわけでありますけれども、いじめの件数はふえているけれども、虐待の件数は何か減っているというか、年度からすると減っているような感じがしますけれども、それらの関係というものはどのようにとらえているか、わかる範囲でお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） いじめとの関係でありますけれども、子供の虐待につきましては、私どもとしましては、いわゆる虐待防止法に基づく虐待というふうな考え方でとらえております。これにつきまして、基本的には親または親にかわって養育を携わる大人などが不適切なかかわりをする事例ということでありまして、若干、いわゆる学校におけるいじめとは分類は異なるのかなというふうな認識をしております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、その虐待に対する種類といたしますか、虐待行為としては、やはり身体的あるいは心理的、性的、いわゆる養育放棄、ネグレクト、あるいは経済的虐待というものが分類としてあると思うんですけれども、今出た件数の中ではどれが多かったかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） どのような種類があったかでございますけれども、身体的虐待が7件、そしてネグレクトが6件でありました。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今出ました身体的虐待が7件、いわゆるネグレクトが6件ということなんですけれども、それらに対する対応、ネグレクトになると家庭へなかなか玄関から先に入っていけないというふうなことがあると思うんですけれども、それらに対しては児童相談所等の話もあったと思うんですけれども、どのような対応をしたのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） それらに対しての対応についてでございますけれども、虐待対応につきましては初期対応が大変重要でありますので、児童虐待初期対応マニュアル及び虐待防止の連携マニュアルにより対応してきたところであります。また、個別には個別ケースごとの対応ということで、児童相談所との連携等によりまして対応をしてくれているところでございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 役場対応ではなかなかできない人も、今度改正になりまして、役場というか担当課でもかなりの対応ができると思うんですけれども、その児童相談所あるいは警察まで入ったということはあったのかどうか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 対応の中での児童相談所との関係ですが、いわゆる一次保護、子供さんを在宅から施設に一次的に預かるということにつきましては、児童相談所のほうでの対応がありました。また、警察等の介入につきましては、これまでの3カ年の中で

はございませんでした。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、第三者からの通報、今、法改正になりまして、それらに疑わしい、あるいはそういうふうなことをしているのではないかなという状況が見つけられれば役所等に通報するというふうな義務というものが住民のほうに出てきていると思うんですけれども、それらについての第三者からの通報というものは、法改正があったのは最近ですけれども、過去、実際あったのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 第三者からの通報についてでございますけれども、この3年におきましては、第三者からの通報ということでは、一般町民の方からの通報ということではございませんでした。通報につきましては、やはり保育所、幼稚園、さらには学校からの通報と申しますか、相談というような案件でございました。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、5番は4番と関連するんですけれども、として、今、法改正になりまして通報の義務があるわけですが、その通報をするという義務を知らせるために町民にはどのような方法をとっているのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 通報の義務を町民にどのように知らせているかということですが、児童虐待防止法におきましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに通報しなければならないこととされているということにつきましては、議員のおっしゃるとおりであります。関係機関のみならず、一般の町民の皆さんにもこのことを理解していただく必要があると思います。

11月ですけれども、全国的に児童虐待防止推進月間として各種PR活動が展開されておりますので、町でも毎年PR活動や町広報紙において呼びかけをしているところでございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） この通報のアンケートの結果があるんですけれども、よその市ですけれども、この通報の義務を知っている人どのくらいいるかというアンケートをとったらしいんです。そうしたら、半分ちょっとくらいしかわからないというふうなことがあるので、こ

れはやはり、さっき言いましたように、初期対応が非常に大事であるというふうな答弁ありましたので、この通報の義務というものをやはりくどいくらい町民の方に知らせるべきではないかなというふうにも思うんですけども、これに対してはどう思うか。

また、その通報する場所、市町村の担当の機関とか、あるいはいろいろあると思うんですけども、そこはどこなのかも含めて徹底した情報を町民の方に知らせるべきではないかなと思うんですけども、それに対してはどう思いますか。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 通報の義務についての周知の件でありますけれども、おっしゃるように、まだまだ通報の義務について町民の方々が皆さん理解されているということにはなっていないのかなというふうに思っております。機会あるごとにそれらについての周知のほうを実施してまいりたいと思います。

基本的には町、役場、そしてさらには児童相談所がその窓口になるかと思いますが、さらには県中保健福祉事務所、そのような場所の相談窓口、さらには通報窓口に行って知らせるようなことを検討してまいりたいと思います。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に の前のこととちょっとダブるかもしれませんが、早期発見、対応するためにどのようなことをなすべきかという点についてでありますけれども、これはやはりさっき言いました通報の義務を含め、あるいは学校、あるいは行政、あるいは家庭を含めて徹底した情報開示というものをすべきではないかと思うんですけども、具体的にはどのようなことをすれば発見し、すぐ対応できるかというふうに考えておるか、お伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 早期発見、対応するためどのようなことをなすべきかということではありますが、常日ごろから地域の子供たちを見守るという共通認識を醸成しておくことが必要であると考えております。関係機関と連絡、コミュニケーションを密にしまして、常日ごろから養育の状況等を把握することが重要であると考えております。これらの体制を推進するためにも、町児童虐待防止連絡会議の活動をこれまで以上に充実してまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 今、一般質問中ではありますが、傍聴者の方にお伝えいたします。本議場内は携帯電話、通信機器等の持ち込みは禁止されておりますので、ご理解の上、対応し

ていただきたいと思います。

それでは、1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 地域と連携ということで会議を設けるとかということはわかるんですけども、やはりこういう小さい町でありますと、5番にも関連しますけれども、通報するとか、あるいは地域の方で、例えばこの家庭がそういうような疑いがあるとかということなかなかコミュニティが発展するからこそ、逆に言いづらいというようなこともあるのではないかなと思うんですけども、そういうようなことに対しては、やはり都市部と町村部の対応というのは少し変わっていくのではないかなと思うんですけども、くどいようでありますけれども、もう少し具体的に、例えば地域というだけのかかわりというようなあれでは余りにも広過ぎるので、具体的に細かく考えていることがあればお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 対応策の中で地域における対応ということでございますけれども、おっしゃるように、現実にその地域コミュニティというものが希薄化している中で、隣は何をする人ぞというような状況の中で、やはり虐待に限らず地域コミュニティの醸成というのがいろんな場面で大切なことだと思いますので、それらにつきましては、虐待にかかわらずどんな形で醸成していくかについては町民の皆さんと一緒に検討していきたいと思っております。

行政として、現時点で今細かな対応ということでは、今年度からこにちは赤ちゃん事業ということで、生後4カ月までのお子さんの家庭を全戸訪問するというような事業を展開しております。これにつきましても、先ほど申し上げましたが、その家庭でどのような形で養育されているかというふうな状況を把握するためのものでもありまして、いわゆる幼児虐待防止につながるような事業でもあります。さらには、これまでも実施しておりますが、9カ月、10カ月児の健診や1歳6カ月児の健診、さらには3歳児におけます健診、それらにつきましても、子供の健康状態ばかりではなくてその親子関係、さらには養育状況等を、やはり行政機関の専門的な方が見ながらその子供の状況を確認していくというようなことも大変重要なことでありまして、それらも含めて虐待というような対策についてさらに充実させていきたいというようなことで考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、（2）の高齢者への虐待についてでありますけれども、これも今質問しました子供への虐待についてと同様に各項目を設けておりますので、よろしくお願

いしたいというふうに思います。

初めに、として過去3年間の件数はどれくらいあったのかどうか、お伺いをいたします。  
議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 高齢者への虐待についてでございます。過去3年間の件数はどれくらいあったのかということではありますが、高齢者の虐待に関する相談につきましては、過去3年間で2件ございました。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） これは、過去3年間で2件ということではありますが、やっぱり子供の虐待よりも、高齢者の虐待のほうがなかなか見えないのかなと。逆に言えば、最近高齢者の虐待というのがふえてきているから、データとして出てこなかったのかなというふうにも思っておりますけれども、過去3年間で2件ありましたけれども、それに対してどのような種類があったのか。先ほど言いましたように、身体的虐待あるいは心理的、性的あるいはネグレクト、経済的等があると思うんですけれども、どれが2件のうちあったのか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） どのような種類があったのかでございますけれども、経済的な虐待が1件、さらには身体的な虐待が1件であります。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、経済的1件、身体的1件という種類でありましたけれども、それらに対してどのような対応を行ったのか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） それらに対する対応でございますけれども、1名の方は生活的に困難であるものの虐待事案ではないと判断しまして、継続的に見守り支援をしております。また、1名の方につきましては、地域包括支援センターあんしんかんを中心に対策を進めまして、親族の支援を受け、特別養護老人ホームで暮らすことになりました。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 児童虐待のほうの中にもありましたように、第三者からの通報という

ものも今義務づけられておりますけれども、これらの2件というのはどのような方法で見つかったのか。要するに第三者からの通報というのはあったのか、なかったのか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 通報の件でございますけれども、この2件につきましては、民生児童委員の方、そして町民の方からの通報となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、 番でございますけれども、今その家庭あるいは当然疑わしきも含めて通報の義務があるわけでありましてけれども、これらの通報の義務を、また児童虐待とは違う方法として知らせるべきではないかなと思うんですけれども、それらに対しては町民の方にどのように知らせているかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 通報の義務について町民にどのような形で知らせているかでございますけれども、現時点では福島県からのパンフレット等によりましてPRをしているところでございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） この通報の義務も、やはり先ほどの児童虐待の通報の義務同様に、どのくらい住民の方が知っているかというようなアンケートがありました。やはり半分ちょっとというアンケートデータというのが出ておりますので、やはりこれらに関しても、これから、この次で言いますけれども、介護等とかいろんなことが負担になっていると出てくる可能性がありますので、これらに対してもやはり速やかに通報するというような方法を今よりも強力にとっていただければと思うんですけれども、それに対してどう考えるかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 通報の義務についてのPRでございますけれども、機会をとらえましてPR活動を展開してまいりたいと思います。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、 番の介護の負担が高齢者の虐待につながることも考えられるのではないかと、これから施設になかなか入れない、あるいは家庭でいろんな形で高齢者の介護をしなければならないといった場合に、その家族の介護の負担が高齢者の虐待につながっていくというケースも全国の中ではありますけれども、それもだんだんとふえてくるのではないかと思うんですけれども、それに対する考え方はどうなのかお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 介護の負担が虐待につながらないかということでございますけれども、おっしゃるように、現実的にはその介護が大変負担になっているご家庭もありますし、いわゆる老老介護というような形でなかなか介護することが大変だというような状況があるかと思いますが、それらが虐待につながらないようにというようなことでは、その家庭に対していろんな場面で支援をしていくということが大切だと思います。また、緊急事態におきましては町が措置をしまして、保護するケースと判断した場合にはつきましては保護することもできますので、そのような対応も検討する必要があるかだと思います。

議長（今泉文克君） 一般質問中ではありますが、準備のため暫時休議いたします。

休議 午前11時34分

開議 午前11時36分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、 番ですけれども、これらの虐待につながるようなことを早期発見、対応のためにはどのようなことをすべきと思うかについてお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 早期発見対応のためにどのようなことをすべきかではありますが、児童虐待の体制と同様、地域の見守りや地域包括支援センターなどの関係機関との連携、コミュニケーションを図っていくことが重要であると考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、地域あるいは地域包括支援センターとの連携というようなことでありますけれども、これはあるところでありまして、チラシとして、高齢者に次のよ

うな心配があるときには、高齢者虐待に限らず早目に地域包括支援センター等に連絡をしてくださいということで、9項目ほどあるんですけれども、今ちょっと参考のために読み上げてみます。これに対して答弁を求めます。

1として、新聞や郵便物が何日もたまっている。2、外泊した様子もないのに、夜になっても明かりがつかない。3、ひとり暮らしや高齢者世帯で最近姿を見かけなくなってきた。4、天気が悪くても長時間高齢者が外にいる姿がしばしば見られる。5、高齢者の服が汚れていてふろに入っている様子がない。6、家の周辺にごみが放置され異臭がする。7、家からどなり声や泣き声、大きな物音が聞こえる。8、近所づき合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。9、食べていない様子でやせてきた。

つまり、近所というか地域というか、そういう人たちにこのようなチラシというか、ものを配って、そして、それらに直接すぐ虐待につながるというようなことでなくても、やっぱり例えばひとり暮らしとか、あるいは高齢者がいる世帯に何か異変があるのではないかなというようなことを速やかに知ってもらおうと。そういうようなことが何かあったらすぐ担当のほうに電話をしてくださいというようなチラシというものは、多分作成できるのではないかなと思うんですけれども、そういうようなことも含めて、このような対応というものを細かくできないかどうかお伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） ただいまのチラシの作成についてのご提案であります、そんなにお金のかかることではございませんので、地域包括支援センターと相談しながら啓発をしていきたいと思っております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） やはり早期発見、早期対策というのは一番重要でありますし、それらに対しては隣近所あるいは地域というものの協力が不可欠であります。やっぱり行政だけがそれをして、なかなか虐待等はなくならないということにも思うんですけれども、それらに対して、よりきめ細やかにやれるような、要するに我が町には疑いも含めてそういうようなものが1件もないですよと、もしあってもすぐ対応してやりますというようなことをすぐにできると思うので、それらに対してはすぐ対応できるかどうか、改めてお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） ただいまのご質問ですが、できるものにつきましては速やかに対応してまいりたいと思っております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に大きな2番であります。図書関係についてお伺いをいたします。

1、小・中学校の図書についてであります。

として、過去3年間の貸し出しの推移はどうか、お伺いをいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 1番議員、根本重郎議員の質問にお答えします。

2番の図書関係の小・中学校の図書の過去3年間の貸し出しの推移という質問でございますけれども、学校図書館の貸し出し冊数、小・中学校合わせて、平成18年度が2万9,059冊、平成19年度が3万6,495冊、平成20年度が3万7,533冊と貸し出し冊数がふえてきております。また、学校図書館以外にも、平成18年6月から小学校、平成19年10月からは中学校に対して町図書館による移動図書館が実施され、図書の貸し出しが行われております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 学校図書が年々ふえているということは、文字離れが叫ばれている中で、非常にいいことであるなというふうにも考えておりますけれども、それに対して、我が町の一小、二小、中学校、それぞれ1校当たりの図書金額というのは違うと思うんですけれども、それは平成20年度はどうなのかどうか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校図書館における図書の購入金額でございますけれども、平成21年度の予算額で申し上げますと、第一小学校が27万円、第二小学校が18万円、中学校が40万円となっております。1校当たりの平均図書購入額については28万3,000円となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 一小、二小、中学校、1校当たり人数によってもその辺は違うと思うんですけれども、国のデータのあれを見ますと、1校当たりの平均が52万円、1学級当たりは4万2,000円というふうなデータが出ているんです。けれども、まだまだ、中学校はそれなりに小学校よりも専門の蔵書が多いのかなと思うんですけれども、これは平成21年度はそうでありましたけれども、これは年々どういうふうな状況になっているんですか。上がってきているのか、あるいは図書費が下がってきているのかをお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） ここ数年の推移を見ても、ほぼ同じ金額でございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） ここ数年横ばいというようなことでありますけれども、それでは、この金額というのは、全国の話は言いましたけれども、県内の小学校、中学校と比べてどのくらいの位置にあるのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 福島県内の公立小・中学校1校当たりの平成21年度の図書予算額については31万円でございますので、鏡石の小・中学校1校当たりの図書金額については県平均を若干下回っている状況でございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、の国からの予算と、これは3番、2番、1番にもかかわりあるんですけども、学校、国の交付金の要するに2割、平均ですけれども、2割くらいは図書に回らずほかに回っているというふうな新聞記事にデータが載っておりましたけれども、我が町の場合はそのほうの予算というものを100%使っているのか、あるいはそうではなくてこのくらいなのかというふうなことをお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校図書関係の交付税が100%使われているかという質問でございますが、交付税については個別の内訳がなく、また、使途が制限されない一般財源でございます。そのため、ご質問に適切に回答することは困難でございますけれども、地方交付税算入に当たっての基準額をもとに比較しますと、予算額は基準額を下回っている状況でございます。

しかし、学校の図書整備率につきましては、国で定めました学校図書館図書標準に定める冊数を超えるよう毎年整備を行っておりまして、各校の平成20年度末での整備率につきましては、第一小学校が86.2%、第二小学校が147.3%、中学校が101.2%で、第一小学校以外は国の基準を上回っております。なお、今後とも国の基準を満たすよう整備に努めてまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔 1 番 根本重郎君 登壇 〕

1 番（根本重郎君） なかなか、今答弁の中で100%というようなあれではないそうなんですけれども、その蔵書の率が今言われましたけれども、やはり何冊あるかではなくて、やっぱり新しいものも当然必要になってくると思うんです。だから国は図書の購入に使いなさいと。なるべくこの予算を図書あるならば図書のほうにを使って、要するに新しいものとか、時代とともに変わってきます。そういうものを買っていきなさいというふうなことで予算を回していると思うんですけれども、やっぱりそういうようなことに対して、図書館のほうにあるからどうこうではなくて、次に出来ますけれども、学校の図書というのは学校図書法で決まっていますので、だから、そちらはやはり常に、古いものも大切かもしれないけれども、やっぱり新しいものも小学校あるいは中学校の学科というか、それに合わせて、教科に合わせた本というのも当然ふえてくると思うんですけれども、それに対してはやはり当然予算を使っていくべきと思うんですけれども、それに対してどう思うかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 先ほどの質問でお答えしましたとおり、先ほどの平均28万3,000円の中で、新たにそれぞれ小・中学校新規の図書を購入して学校教育の中に使っていきたいということでございまして、先ほどの各学校の図書館の整備率については、それを含めた今までの累積、または消却したもの、使えなくなったもの、そういったものを差し引いた残りの冊数でございます。

議長（今泉文克君） 1 番、根本重郎君。

〔 1 番 根本重郎君 登壇 〕

1 番（根本重郎君） 次に（ 2 ）の図書館についてでありますけれども、 で利用者の推移はどのようになっているかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 2 番の町の図書館についての利用者の推移でございますけれども、平成10年6月の開館以来、貸し出し人数、件数とも年々増加しまして、平成15年度に貸し出し人数、貸し出し件数が過去最高となりましたが、その後減少傾向にございます。平成18年度から小学校2校、平成19年度から中学校への移動図書館を実施し、また、平成20年度から幼稚園における毎月の団体貸し出しを実施しておりまして、平成19年度からは再び増加傾向を示しております。平成20年度末での状況でございますけれども、平成20年度単年度の貸し出し人数につきましては2万7,545人、貸し出し件数は10万1,235件でございます。

議長（今泉文克君） 1 番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 一時下がったけれども、またふえてきているというようなことは、小・中学校の子供たちにもやっぱり図書の利用がふえてきているのかなと、やはり大人もだんだんふえてきているのかなと。文字離れもだんだんと解消されてきたのかなというふうにもデータから読み取れるような気がいたします。

次に、 として、これの利用の状況の中で年代別の利用状況というのを、図書館としては把握しているのかどうかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 年代別の利用状況でございますけれども、図書館情報システムというのがありまして、そのシステムによりまして、年代別の利用状況を把握してございます。6歳以下から70歳以上までの12の段階で集計しておりまして、一番多く利用されておりますのは30から39歳代、次に50から59歳代、次に40から49歳代の順に利用が多くなってございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 年代別の利用状況をとらえているということなんですけれども、やはりこれをとらえておかないと、図書の購入あるいはどういうふうな本を購入していったらいいのかなというふうなデータにも基づくと思うんですけれども、やはりこれは必要であるというふうに思います。まして30から39歳ということは、子育ての中の人たちが読む本が図書館には多いのかなというふうな推察をするわけなんですけれども、やはり年代別の冊数をとらえて、これからの図書の購入等の参考にしていけるようにしていったらいいのではないかとこのようにも思っております。図書の中には、現在1冊も読まないような本も中には必要なのかなというふうにも思うんですけれども、やはり読まれる方の多い本というのも購入すべきと思うので、これらのデータをもとに進めていっていただきたいと思っております。

3番ですけれども、小・中あるいは一般の中で、それぞれに年間最高何冊くらい借りている人がいるのかなというふうに思うんですけれども、それらのデータがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 最高何冊借りているかというようなことの質問でございますけれども、本年度2月末日現在での年間貸し出し冊数が最も多いのは、小学生においては186冊、中学生で116冊、一般の方で319冊となっております。開館以来の累積の貸し出し冊数で

最も多いのは、現在小学生で1,120冊、現在中学生の2,146冊、現在一般の方で3,082冊となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 小、中、一般の中で、186冊小学生が最高で読むというのは、なかなかできるものではないなというふうにも思うんですけども、やはり図書館の利用というのは重要であると。図書館もそうでありますけれども、プール等もそうでありますけれども、やはりこれは収益が上がるからやるというふうなものではなくて、町民のニーズとして、収益が上がらなくても住民サービスの一環としては当然広めていくべきではないかなというようにも思っております。データからもそういうような今の状況が酌み取れるのかなというようにも思っております。

として、当然、紛失というか、借りた人が返さないというようなこともあるのかなと思うんですけども、年間どのくらいあって、この3年間の推移というものはどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 紛失した本の推移でございますけれども、平成18年度で75冊、平成19年度で46冊、平成20年度で50冊となっております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） これはさっき言いましたけれども、借りた人が返さないというようなものも含めて紛失というようなことなのかなと思うんですけども、それらに対しては追跡というか、わかるものに対してはその辺の対応というものはどのくらいまでしているのかどうか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） この紛失した本というのは、確かに貸し出ししたものもおくれるというのもあるんですけど、その辺については追跡しやすいので追跡をしておりますので、その辺については比較的問題はないんですが、この紛失については図書館内部から無断で持ち出されたものということでございますので、その辺についてはなかなか追跡しようがないということでございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1 番（根本重郎君） 図書館から無断で持ち出しということなんですけれども、何年か前にも話したことあるんですけれども、1冊1冊に、何というんですか、コードをつけるというのは非常に金かかるのかなと思うんですけれども、それらに対してはどういう考えを持っているかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 本のICタグのことだろうと思いますけれども、現在、図書館の蔵書が約7万5,000冊ございます。それに1冊1冊ICタグをつけるとなると、1社の見積もりでございますが、単価145円かかります、それで約1,000万円ぐらい。そのほかハード、読み取り装置など、それから盗難防止装置などをつける。さらには、現在図書館でっておりますコンピューターのソフトウェアを相当大幅に書きかえる必要が出てきますので、そういったコンピューターのソフトの更新といいますが、変更の費用などがかかりますので、総額幾らになるか今のところ計算しておりませんが、相当高額な、少なくとも1,500万円ぐらいはかかるのではないかなというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、（3）の小・中学校の図書と町図書館についてでありますけれども、として学校図書と町図書館の本の購入に対してどのような基準があるのか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校図書と町図書館の本の購入の基準でございますが、まず、学校図書の購入の基準でございますけれども、各学校により若干の違いありますけれども、教育課程、さらには授業で活用できる図書を選定するというようなことでございます。また、児童・生徒及び保護者への希望図書のアンケート実施、さらには各学校の中にあります図書ボランティア、さらにはそういう関係団体による推薦図書を選定するなど、選定内容が偏らないように心がけてございます。

さらに、町図書館の購入についてでございますけれども、地域住民に役立つもの、生涯学習の中心的施設としての役割に即したもの、図書館の書籍の更新に伴うもの、さらには利用者のリクエストに応じたものを収集ということで図書の購入を行ってございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 次に、とも関係するんですけれども、これらの本のすみ分けをどの

ように考えているか。つまり、学校図書と図書館に同じものが必要なかどうか、あってもいいのか、あるいはそうではなくて、やっぱりすみ分けして学校図書にあるやつは図書館には置かないとか、逆に図書館にあるやつは学校図書のほうには置かないとかというふうなすみ分けというのをどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校の図書と町の図書館の購入のすみ分けでございますけれども、町の図書館については、利用者のさまざまなニーズに対応し図書の収集を行ってございますけれども、その中でも、学校でも利用できる図書が整備されることが望ましいと考えております。現時点においても、予算の関係などにより、学校において購入できない調べ学習に関する図書などもそろえるよう努めております。

また、学校から授業の内容に即した図書の貸し出し依頼もあり、それに基づき選書等の対応をしていることから、お互いに所有する図書を有効に活用することが必要であるというふうに考えてございます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） すみ分けですけれども、先ほども図書の答弁の中で、図書館の本を小・中学校に巡回という形で持って行って、移動図書館みたいなことをやっているというようなことがあれば、ダブって買うこともないのかなと。出資する金の出所は多少違うでしょうけれども、そういうような考えもあるんですけれども、限られた予算の中でやはり数多くの蔵書を購入するというふうなことからすれば、それらのすみ分けというのもあってもいいのではないかなというふうに思うんですけれども、それに対してはどう思うか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 学校の図書館の整備の選定基準と町の図書館の選定の基準も若干違ってございますし、その次には、学校は学校の授業なり学習に必要なものを整備していくという方向でございますので、その辺おのずと整備されるのではないかなというふうに思っております。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 最後の質問にさせていただきます。

として、読書のおもしろさなどを広めるために、全国あちこちで子供司書の育成という

ものをしている市町村及び学校がありますけれども、それらに対してはどう思うか、お伺いいたします。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 子供の司書の育成は考えられないかという質問でございますけれども、町の図書館では小さいころから本のおもしろさを知ってもらうため、本に親しんでもらうきっかけづくりとして、幼児や小学校低学年を対象にボランティアによる読み聞かせ会や職員によるおひざに抱っこ会、小学校でのお話会、ブックトークなどを現在まで行ってございます。

ご質問の子供司書については、読書のおもしろさを学校や家庭に広めるリーダー役になってもらうために小・中学生を司書として育成するものであり、その試みが、本県矢祭町の矢祭もったいない図書館で、町内に住む小学生を対象に子供司書の認定を目指し研修を行っているというふうに聞いてございます。児童の中に読書活動を推進できるリーダーが存在することは、読書活動の充実を図る上で効果的であると考えてございますので、子供司書の育成を含めた読書活動の推進方策について検討してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 今、矢祭町の話出ましたけれども、実際、矢祭で4年生から6年生の男女が参加してやっておりますけれども、これもほかの県とか市町村にも結構ありまして、せっかく我が町にも年間で小学生で186冊と、中学生でも116冊も読んでいる小・中学生がおるといふなら、やはりそういうような子供の読書のリーダーを育成して、読書する子供を引っ張っていくような方法というのはやはり必要ではないかなというふうに思うんです。だから、そういう意味からして、県内では矢祭やっていますけれども、そういうような子供を文字離れとかそれから引っ張って、子供には体育好きな人とかいろんなリーダーがいますけれども、一つとしては図書館のリーダーを育成するという意味から含めても、やはり当然我が町でもこの養成講座というものは、いろいろと条件がありますけれども、条件を調べて育成できるような方法に進めていってほしいというふうにも思いますけれども、それに対してどう思うかお伺いいたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） いわゆるリーダー役としての育成というものは必要であろうというふうに思っておりますが、それぞれの市町村の図書館の整備状況、それから図書館の事業内

容と、それから学校の図書館の事業内容などによってもそれぞれ異なってくると思いますが、リーダー役は必要だろうというふうに思っておりますので、その辺については今後検討させていただきたいと思っております。

〔「終わります」の声あり〕

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでといたします。

一般質問中ではございますが、昼食を挟んで1時まで休議といたします。

休議 午後 零時12分

開議 午後 1時00分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

円 谷 寛 君

議長（今泉文克君） 一般質問、次に13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました13番議員の円谷寛でございます。

私の一般質問は今回で90回目となります。この90回という数字は我が町議会史上ない数字だと思いますし、他市町村においてもそうない数ではないかなと自負をいたしております。

今回の3月定例会は、私は年に4回ある定例会の中で一番重要な定例会ではないかというふうに思っているんです。それは、言うまでもなく、町政の1年間の行政の方向性とか事業がほぼ決まってしまう、最も重要な予算というものを決める定例会であるからです。議会で議決のない予算は使えない、こういう地方自治法の原則にあるわけですから、3月の定例会というのは私は非常に重要な定例会だというふうに思っております。

その重要な定例会に、副町長と教育課長という者が空席で開かれるというこの状況は、まことに異例であり、残念な状況であるというふうに思っております。特に副町長というのは執行のナンバー2として重要な立場にあり、予算にとって説明責任のある立場であるというふうに思います。今まで開かれた議会においても、この壇上に立って説明をしてきたのは副町長であります。そして予算もそうであります。その副町長が3月定例会の前に早々とやめしてしまうというのは、まことにこれは議会軽視であり、無責任きわまりない行為であるというふうに考えております。私は過日の全員協議会においても、首長に対して、副町長は定例会終わるまではやめないように申し入れたらいいのではないかと申しておいたんですが、残念ながらこのような結果になってしまいまして、非常に残念に思っております。

関連して、ここに選挙管理委員長もおられますので、ぜひ聞いておいてもらいたいことが

あります。公職選挙法129条では、地方自治体の首長などの選挙は任期満了の1カ月以内にやるというふうに決められております。今回決められた日程というのは、この許される範囲の中で一番早い日程なんです。このように3月議会が副町長欠となるのを、そういう日程を決めるのが悪いですよ。だから、やめて選挙運動に走る。例えば、最後の日曜日は6月20日ですね、任期満了前の。そのように設定すれば、3月議会終わるまでやめないでくれということも言えるわけですから、選挙日程については今後十分この辺について参酌をしていただいて、十分注意をしていただきたいというふうに思うわけです。ぜひ選挙管理委員長にはこれから選挙日程を決める場合に参考にしていただきたい意見だというふうに思います。そして、やはりそういう人たちが3月議会前にやめてしまうようなことのないように、これから注意をしていただきたいというふうに、冒頭で問題提起をさせていただきます。

さて、私も12月議会で質問をして、この3カ月というわずかの間に世の中の流れはまさに急でございます、これは平家物語の冒頭の言葉ではないけれども、まさに世の流れ、諸行無常の思いが強いものがあります。先ほども触れました、元職員同士が町長選挙やるなんていうふうな動きについても、町始まって以来の出来事ではないかというふうに思います。最近になって、元町会議員の先輩議員を務められた2の方が亡くなっておられるのも、その感を強くするものでございます。

さらに、今日、政治の焦点となっている沖縄の問題でございますけれども、普天間基地移設問題でございますが、移設先である沖縄に自民党、公明党の連立政権がかわって決めてまいりました辺野古、その辺野古がある名護市長選が先日1月24日行われたわけですが、この市長選で初めて移設反対派が勝利をしたわけです。今日まで、国は13年間で600億円というものをあの小さな町に投入をして、地域振興費として、私も去年行ってまいりましたけれども、すごい箱物をつくって、公民館とかそういう立派なものをいっぱいつくって、そこに群がった土建業者などを中心に支えられて、今までの名護市長というものは当選してきたわけですが、いよいよその限界というものを市民が理解をいたしまして、稲嶺さんという明快に移設反対を掲げた候補者が当選をしています。

こういう世の流れを見て、沖縄県知事の仲井真弘多さんも、こういう動きでは、ことしの秋に県知事選挙控えて、我がほうも勝つ見込みもこのままではないというふうに悟ったのかどうか、私も県外移設だと、県民の意向は皆そうじゃないかということ発言をしていたと思えば、先日の沖縄の県議会において、自民党含めて満場一致で5月24日の県議会でも普天間飛行場の県内移設反対を求める意見書というものを国に出すということで議決をいたしました。

これは非常に重要なことでございます。なぜなら、政府の巨額の地域振興費を投入して、知事選も名護市長選も移設賛成派がずっと勝ってきたのに、13年間今まで移設することがで

きなかったんです。進めることができなかった。それなのに、今回は市長も知事も県議会も全体が県内移設反対という一致した見解になったわけです。もし、鳩山政権がこれを無理やりこの地に移設をしようということを決めるのであれば、これは鳩山政権の崩壊を意味するわけです。連立の崩壊ではなくて、沖縄出身の議員が衆議院においては全部移設反対選挙を戦って勝ってきているんです。ですから、これが猛烈に反発をいたしますし、地元は一丸となって、それを決めたととしても実施をできない状況が、先ほど言った知事も名護市長も、さらには沖縄県議会もだめだと言っているわけですから、進むわけがないんです。もし、こういうことをごり押しすれば、これは鳩山政権の自殺行為だというふうに私は考えるわけです。

そして、我々はこういう問題を沖縄の問題として単に人任せにして知らんぷりを決めていることは許されないというふうに思うんです。もし本当にマスコミなどが言っているように日米同盟とか、あるいは北朝鮮に対する抑止力などのためにこれが必要だというふうに本当に思うならば、我々の近くにその普天間基地を移設させるくらいな提言がなくてはならない。それが、自分のところは嫌ですよと言いながら、普天間基地がひどいから、じゃ辺野古でいいのではないかなんて言っているそういうセンスは、私は許されないのではないかというふうに思うわけでございます。

やはり私は、具体的に建設的な提言をすれば、数日後にオープンをすることになっているお隣の茨城空港なんかは、日本の航空会社が乗り入れるという航空会社1社もないです。そして、アジアナ航空1社だけが乗り入れるということでスタートするそうですけれども、そういう飛行場を利用すればいいと思うんです。使わせればいい。これは、これから茨城県で維持するのに大変なことになっていくんです。飛行機が飛ばない空港ですから金が入ってこない。そういう飛行場をいっばいつくってきたそういう自民党、公明党の連立政権というのも非常に反省をしてもらわなくてはならないんですけれども、これはそういうものを要する。どうせこの普天間基地の航空飛行場の移設先の空港は、日本の思いやり予算で全額面倒を見ることになっているわけですから、この国家の財政難にそういう無駄遣いは許されない。今あって使われないだろうというその飛行場をぜひ利用すべきだというふうに思っているわけです。

カナダの第3の都市バンクーバーで開催された冬季オリンピックでございますが、これは我々多くの人々に感動と興奮を与えて、現地時間2月28日、日本時間は3月1日、閉会をいたしました。日本のメダル、銀・銅合わせて5個、非常に少ないとかなんとかという苦情も出ております。選手強化費が韓国の4分の1しかないとかと、そういう議論もたくさんあるんですけれども、私は、オリンピックの精神をこういう発言は踏みにじる発言ではないかと思えます。

オリンピックを始めたフランスの貴族クーベルタン、この人の思想というものはそういう

ものではない。例えば、各国が国営の発表を競ってメダルを奪い合うというのがオリンピックをつくったクーベルタンの精神ではないと思うんです。それよりも、こういうスポーツを通して国際的な交流を深めていく。さらには、そのスポーツのすそ野を広げていって、その頂点に立つ優秀な人たちを一堂に会して競技をさせる、こういう趣旨であったのだろうというように思うんです。ですから、これはそういう論議には私はくみしないんですけども、中で、しかし我々が学ぶべき点も幾つかあったんです。

一つは、日本人の女性がアメリカやロシアの代表として出場し、しかも、メダルはとれなかったんですけども、いずれも4位という入賞をしている、そういう人があられているんです。どちらもフィギアスケートなんですけれども、1人は女子シングルの長洲未来、これはアメリカ代表として頑張って4位入賞したと。そして、片方は同じくフィギアスケートでもペアの川口悠子選手は、オリンピックに出たいからといってロシアの国籍を取って、ロシア代表として出場して、これもすばらしい演技を見せてくれて4位に入賞していると。まさにこの姿こそ、やはり今日グローバリズム、インターナショナリズムの時代が来たということであらわしているのではないのでしょうか。

韓国と比べて選手の強化費が4分の1しかないからメダルがこれだけしかとれなかったなんていう、こんな変な話は聞く必要はない。もっと大事なこと、そういうスポーツのすそ野を広げて、そしてその頂点を高めることにオリンピックの意義があるんだというこのクーベルタンの精神に、その原点に戻る必要があるのではないか。

ただ、我々地方自治、政治に携わる立場から、幾つかの教訓にすべき問題があらわれております。それは、今まで過去においてマイナーなスポーツであって、余り競技があるのも国民わからなかったころから大変力こぶを入れて取り入れて、そこに全国から優秀な選手を集めて一躍有名になったのがカーリング。カーリングを取り入れた青森、その中でチーム青森として、あのオリンピックに出た4人の選手の中には青森出身はいないそうですけれども、そして、世界に青森の名を広めた、日本中から優秀な選手を集めた青森市の取り組みというものは非常に参考にすべき点はあるのではないか。さらに、このカーリングの発端の地となったのは北海道常呂町、このスポーツで町おこしを盛んにやっているということで、今も毎日のように視察者がたくさん押し寄せているということで、このカーリングを日本に持ってきたその84歳だかの方がテレビで紹介されておりましたけれども、その町からこのチーム青森オリンピック代表に2人の選手を出しているということでございまして、やはりこういうことは大いに我々は参考にすべきではないかと思うんです。

一方、政治の世界では、民主党の鳩山代表のいわゆる生前贈与の問題がありましたけれども、さらには小沢幹事長の政治資金収支報告書をめぐる問題、逮捕者が出て起訴されている問題とか、最近あらわれたのが、小林千代美議員が北教組から1,600万円ほどの選挙資

金をもらっていたということで、選対の幹部や北教組の幹部が逮捕されているわけですがけれども、大変マスコミで論議をにぎやかにしておるわけですがけれども。

我々はこの問題を考えるとき、やはり枝葉と幹というものをきちんと区別をして考えていかななくてはいけないと思うんです。やはり枝葉は何で、幹は何なのかということです。北教組の問題なんていうのは、法律にちょっと無知で手続を誤っただけです。これは、今、団体献金、企業献金もきちんと届けて、政党支部にもらえば大威張りでもらえるんです。だから、それをやらなかった。選挙資金でそのまま使ってしまったというその手続上の問題ですから、これは私は枝葉の問題であると。もっともっと幹の問題がこの根には横たわっているのではないかと思うんです。

なぜかという、それはやはり政治資金規正法、非常に汚い金が政治に流れて政治を汚している。こういうものを何とかしなくてはならないという国民の世論にこたえて、その政治資金法を改正して企業団体献金は禁止しましょう、こういうことを決めてきたんですけれども、大きな抜け穴をつくってしまったんです。そして、政党に対する寄附はいいんだということを決めてしまったんです。これは自民党を中心に決めてしまった。そうしたらどうということになったかという、政党支部というのは自民党だけで7,000もあるんです。個人献金全く変わらないです、これは。

こういうことで抜け穴をつくって、そして片方で国民1人頭で250円、これは国にすると300億円もの大金が政党助成に、共産党はもらっていないようですがけれども、政党助成300億円もの税金を使いながら、企業献金というものをしり抜けにして、政治資金規正法をざる法にしてしまって、どんどん企業献金を政党支部はいいですよとってもらっている。7,000もの支部がどんどん企業献金を受けるような、そういう状況を今つくってしまっているんです。

ですから、ここに一番問題があるんです。そういう、やはり片方で企業献金どんどんもらって、そしてお金をたくさん使って選挙をやっている。そういう中で対抗するほうもいろいろ資金のほうで苦労している。そういう形でいろいろこういう問題が出てきているわけですから、やはり我々は今、与党の民主党初め、さらには野党でも公明党、共産党などはぜひこれは企業団体献金の一切の寄附金がないということを主張していますけれども、やはりこれは強く国民が支持をしていかななくてはならない。自民党は非常に抵抗しているようですがけれども、国民をだましたわけです、300億円。企業献金をもらわないようにするために、国民は、では出しましょうと300億円出したのに、片方ではどんどんこの企業献金を政党支部に集めてきたというこのごまかし、これをやはり何としてもここでとどめを刺す、そういう問題が今回のいわゆる政治とカネの問題をめぐる最後の仕上げではないかというように思うんです。

その上に立って、やはり金のかからない仕組みをつくるしかないんです。片方でそういう金額をもらってどんどん金を使って選挙をやっていれば、対抗するほうもお金がかかるような選挙をやらないとなかなか勝てないという仕組みなわけですから、これはやはりイギリスのように、イギリスは非常に政治資金に対して厳しいようございまして、違法な金、上限を超えるとすぐに議員が免職になるというふうな、そういう厳しい政治資金規正をしているそうですけれども、そういう世の中の仕組みをつくっていかないと、本当に民主政治というものはできないのではないかというふうに思います。

さらに、金のかからない政治というと、いつも出てくる問題で、私は非常に違和感を持っていますのは、金のかからない選挙をする、けさ方もテレビのコメンテーターが、思い切り国の政党助成ふやして、そのかわり定数を減らせばいいんだなんていう発言をしている人がいたんですけれども、これはとんでもない話です。やはり、そういうことをやっていけば、ますます二世議員とか、さらにはテレビに顔を出しているそういうテレビの露出度の高い人、そういう人しか国会議員にはなれないということになれば、これはまた民主政治を危うくするものであります。そういう意味では、数を減らすということだけではなくて、一般国民がいかにして政治に自由に参加をして、いわゆる議員が国会や地方議会などに出ていけるかと、そういう仕組みを常に考えながらこの問題を考えていただきたいものだというふうに思います。

それでは、通告書に従って具体的な質問をさせていただきます。

最初に、食育教育の推進についてという質問でございます。

まず、第1点として、前にも取り上げたことはあるんですけれども、我が鏡石町の中学校と二小において、要するに農業高校との提携による食育教育、こういうものが実践をされてきたというふうに思うんですけれども、この食育教育の成果と課題、これはどのようなものがあるのかということで、まず第1点をお伺いしたいと思います。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷寛議員の質問に答弁いたします。

1番の食育教育の推進についてという中の（1）岩農との連携による食育教育の成果、それから課題についてのお尋ねでございますが、この事業については、現教育委員会の平成21年度の未来へつなぐ食育推進事業、農業高校や地域と連携した豊かな食育体験として、県中地区では岩瀬農業高等学校と第二小学校、鏡石中学校が連携し、第二小学校は学校菜園を活用した野菜の栽培、収穫、調理体験、中学校においては総合学習の進路実習の一環として食育加工実習を行うことで、学校に応じた効果的な食育推進のあり方を検証するものでございます。

この事業の成果といたしましては、第二小学校では、ふだんの学校生活ではできない農作物の栽培や収穫により、食育に関する理解と関心が高まったことや、高校生が小学生に教え、小学生が真剣に聞くことで互いにすばらしい学びの機会を得ることができたことではないかと考えております。中学校では、生徒たちの感想から、働くことの大切さと喜び、食べ物をつくる責任など、授業では感じることでできないものが得られたことだと思っております。

課題につきましては、新学習指導要領で授業時数がふえる中での教育課程における時数の確保、さらに小学校、中学校、高等学校と学校の種別の違いによる綿密な連携、調整の必要性などが考えられております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ありがとうございます。大変成果としてこの子供たちがそういう食とか農作物に対して関心を深めてきたということは、非常に私は高く評価をしなければならない取り組みではないかと思うんです。さらに、これをますます発展をさせて、我が町における食育教育というものを今後どのように進めていくのかということについて、2点目として出していきたいと思えます。

と申しますのは、これはいろいろみんな言うんです、そういうこと大事だと言うんですけども、なかなか実際の扱いによってはそうは大事にされていないんです。表ではわかっているんですけども、本当にその重要性を認識して実践されているかということ、多くの学校で、やはり学力テストだとか何だとかとペーパーテストにあらわれない、そういうものに対しては、どうしても後回しになってしまっているわけです。ですから、我々はそういうことではなくて、人間が生きていく上での原点としての食、そういうものに対する子供たちの認識というものをもっともっと理解を強めなくてはならないんですけれども、我が町の今後の食育教育の進め方、こういうものについて伺いたい。

と申しますのは、やはり最近キレる子供なんていうのが問題になってきた。もうかなり久しいんですけれども、それは食べ物に原因するのではないかというふうな、ファーストフードといいますか、そういうものばかり依存していると、どうしてもそれは人間はキレやすくなるんだというふうなことを言う識者もございますし、あるいは今日問題になっているメタボリック症候群なども、自分の食べ物が体にどういうふうな結果をもたらすのかを考えないで、ただ口当たりとか舌ざわりとか、うまさとか食感とか、そういうものだけを考えて食事を取り入れている。そういうものが今日のキレる子供とかメタボリックなどという問題にあらわれているとしたらば、これは将来の健康、そういうものにも大きく影響するわけですから、社会のあり方にも深く影響するわけですから、ぜひこの辺を含めた食育教育、これから充実させていただきたいなと思っておりますので、この辺に対する町の進め方をお伺いした

いと思います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 我が町における食育教育の今後の進め方という問いでございますけれども、平成17年に食育基本法が施行されてございまして、福島県ではこれを受けまして、平成19年3月に福島県食育推進計画を策定してございます。我が町においては、福島県食育推進計画に基づきまして、各学校において児童・生徒の食生活等の実態調査と問題点を把握しまして、食に関する指導の全体計画を策定しまして、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体等を関連させながら年間指導計画を作成し、計画的、継続的に食育に取り組んでいるところでございます。今後も事業の中で取り組んでいきたいと考えております。

また、食育体験事業としましては、今年度実施しました岩瀬農業高等学校等の農業高校や地域と連携した豊かな食育体験事業を引き続き実施しまして、体験活動から食物の生産や調理の様子を知り、食や食事にかかわる人たちへの感謝の気持ちをはぐくみ、食に関する興味、関心が高まるよう事業を推進したいと考えております。

学校給食は学校生活において食を体験する食育の場であることから、地場産品を活用し、生産者の顔が見える安全で安心なおいしい給食を提供し、地域とのかかわりを深め、生きた教材として給食を活用していきたいというふうに考えております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ありがとうございます。

積極的にそういう食育教育をこれからも進めたいということをお願いしておきたいと思いますが、食育教育の推進の3点目は、学校給食畑の設置をしてはどうかという問題の提起でございます。

私は、先月20日に仙台市で行われました食と農の応援団セミナーとかというのに参加をしてまいりました。これは、かねてからこの問題、食育とか食農教育というものに非常に強い関心をして、積極的な取り組みをしてきた農村漁村文化協会、通称農文協というんですか、現代農業なんていう代表的な雑誌もありますけれども、いろいろな教材もつくって遊ぼうなんて非常に私はすぐれた絵本だと思うんですけども、こういうものをシリーズで発刊をしたり、食農教育の問題に非常に熱心に取り組んでいるその農文協の東北支社、こういうものが主催をした、そういうセミナーに参加をしてまいりました。

この中で、やはり非常に立派な取り組みをしている各地の事例が報告をされまして、例えば、山形県の高畠町の小学校の校長先生、自分たちの学校で使う給食の材料を、相当分を畑

を借りてつくっていると。子供に田んぼもつくらせて、そこから上がった米を提供していく。学校給食でいろいろ余すのが多いときに、何をやれば一番余らなくなるか、食べ物が余らないようになるかという、子供に給食を手伝わせるんだと。そうすると、子供は自分が関係してつくったりしたやつは絶対に余さないんだそうです。まして、それを畑や田んぼでつくって食べるとなれば、これはほとんど余さないで食べるそうなんです。ですから、これは教育の原点だと思うんです。だれかが自分の欲しくないものを勝手に並べたなんていうものは、余り食欲をそそらないです。自分たちが額に汗して、泥だらけになってつくった食べ物は、決して余さないというんです。だから、ここにやっぱり食育教育の原点があるのではないかと思うんです。

そこで、私は、この集会でも農文協の方が提起をされた問題なんですけれども、福井県の取り組みです。福井県というのは全国トップクラスの健康長寿県だそうですけれども、ここで今、学校教育で中心に取り組まれているのが学校給食畑だと。そして、学校給食畑の中で給食の野菜を取り入れて、一生懸命食材を学校の給食に提供しているということで、これは大変いい成果を上げているということで、子供たちが一生懸命自分たちでつくって、そして自分たちで給食を喜んで食べていると、こういうことをやって非常に成果が上がっているということだったので、我々の町でも周辺に畑だの田んぼ、最近は休耕の耕作放棄地だのいっぱいあるわけですから、そういうものを借り入れて、そういうものをつくって子供たちに実践をさせる。そして、食に対する、あるいは農に対する関心などを高めていくということが、これからの教育では大事なんではないかというふうに思いますので、この辺について、これからすぐにやるというわけにはなかなかいかないでしょうから、検討して、ぜひこの学校給食畑のようなのを食育教育に役立てていただけないだろうかという問題提起をしておきたいと思います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） （３）番の学校給食畑の設置ということについての質問でございますけれども、福井県で行われております学校給食畑は、福井県の農業・農村再生計画に基づきまして、福井県農林水産部が、県産農産物の利用拡大や児童・生徒が生産者との交流や農産物の栽培を体験することを目的に平成20年度から実施しているもので、全県的に展開しているのは全国初の試みのようでございます。

現在、第二小学校では校庭の一部に畑をつくり、自分たちで栽培、収穫することで食育教育を体験しております。また、各小・中学校においても、給食の時間や関連教科などの授業の中で食育教育に取り組んでいるところでございます。

学校給食畑については食育と地産地消を兼ねたもので、先駆的な取り組みとして評価した

いと思いますが、学校外に畑を求めなければならないことや、畑までの移動手段や移動時間、安全面の考慮も必要となってくることから、検討課題とさせていただきたいと思います。食育体験については大変重要でありますことから、岩瀬農業高等学校と連携した食育推進事業や地場産品を使用した給食の日を引き続き実施するとともに、関係機関とも協議しながら食育教育を進めていきたいと考えております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 取り組むべき課題はたくさんあるかと思いますが、ぜひ、やっぱり子供たちが自分たちが何によって毎日生かされているのかということをご検討いただき、これからいろいろ農業の問題なども考えていけるような教育環境というものを整備をお願いしたいというふうに思います。

次に、大きな項目の2点目に入りたいと思います。

我が町におけるCO<sub>2</sub>削減の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

我が日本の京都で開催されましたCOP、いわゆるCO<sub>2</sub>削減の会議の中で京都議定書というものが作成されたんですけれども、これに対してアメリカのブッシュ前大統領、さらには中国などが非常に冷たい対応をいたしまして、全くこの問題に背中を向けてきたわけです。しかし、今、情勢が変わりまして、アメリカも民主党のオバマ大統領が就任いたしましたし、中国も国際社会に進出していく以上、今までの様な話をしてきたのではEUなどからは相手にされなくなるという、そういう状況が生まれてきて、まるっきり背中を向けていることは許されないという状況になってきていると思うんです。

こういう状況の中にあって、やはり国内においても、大変なアメリカのハリケーンだとか、中国における洪水や干ばつなどの被害も頻発しておりますし、片や地震もこの環境破壊というものを放置できない国内的な状況もつくられつつあって、いよいよこの問題はどっちも見過してはおれないという、特に、オバマ大統領は国際社会とも協調してという姿勢をとっておりますから、これはやらなくてはならないというような姿勢にはなっておりますけれども、産業界の圧力は、非常にエゴイスト的な自己主張の強い国でございますから、ますます反発も出ているわけですが、しかし、そういう中にあっても、これは大義、いわゆる大きな問題については対策が必要だというのは大方の意見だろうと思うんです。ですから、それを、おれはやりたくない、お前らやれだけで絶対通らない。そういう意味で、日本の鳩山首相がCOP15に行っているいろいろな公約したというのは、情勢に合った問題の提起ではないかと思うんです。

まず、その取り組みについて最初の質問でございますが、町が今まで取り組んできたクールビズ、ウォームビズ、あるいは緑のカーテン事業、自転車などの取り入れと、そういう手

法においてどの程度CO<sub>2</sub>の削減ができてきているのか。そういうことを計算しているのかどうか、していればその数字についてお尋ねしたいと思います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

我が町におけるCO<sub>2</sub>削減の取り組みについて、まず（1）番であります。クールビズやウォームビズ、さらには緑のカーテン事業等においてCO<sub>2</sub>削減はどのような量になったのかというご質問でございます。

町では、役場自体が事業者、消費者として環境に配慮した行動を実行するため、平成18年4月に地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減を図るため各種事業を展開してきております。地球温暖化実行計画では、役場全体での電気や燃料、ガソリン、水道などの使用量によりCO<sub>2</sub>排出量を求めていることから、クールビズ、ウォームビズ、あるいは緑のカーテン事業におけるCO<sub>2</sub>削減効果について、それぞれの事業での削減効果を求めることは困難であります。

鏡石町役場も登録しておりますチームマイナス6%、個人340万人、団体3万5,000団体ほどあるそうですが、その調査結果では、平成20年度のクールビズで172万トン、ウォームビズで143万トンのCO<sub>2</sub>が削減されたとの統計結果があります。また、緑のカーテンは、1平米1カ月当たり0.3キロほどのCO<sub>2</sub>吸収量があり、今年度公共施設で実施した面積が約260平米でありますので、234キロほどの削減効果があったものと推測しております。

今後の課題としましては、公共施設が事業所として率先し、クールビズやウォームビズに取り組むとともに、各家庭や事業所にもさらに波及するような啓発活動をどのように展開していくか、また、緑のカーテンについては、CO<sub>2</sub>吸収量効果を加えて緑面壁化による温度上昇を抑える効果が大きいことから、公共施設へ実施するほか、各家庭や事業所への普及をいかに継続的に推進していくか等が課題であり、検討研究を進めてまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） それで、このCO<sub>2</sub>削減で、いわゆるクールビズ、ウォームビズ、こういうものを私はもっともっと強めていかななくてはならないという考えで発言をしてきているんですけども、なかなかこれが理解していない。例えば、9月議会なんかはやはりクールビズ取り入れてノーネクタイ、あるいはシャツなどで参加をすることによって、もっともっとその方向に行けるのではないかとということで私は考えて提起をするんですけども、なかなか議員の多くの皆さんの理解を得られなくて、ネクタイを締めてくださいなんて執行

にまで言うような状況にあるわけです。

それはなぜかということです。それは、やはり室温の調整が悪いんです、町の。町の室温が、冷房とか暖房の温度をもう少し省エネして、国が決められている基準のような温度にすればいいんです。そうすれば、当然これは背広は邪魔になるわけですし、冬はやっぱり上着着ていないと、あるいはもう少し温かいものを着ないとだめだというふうになるんです。ここを庁舎管理上やはり、いいですよ、じゃ、クールじゃなくてネクタイ締めて背広着てください、でも、これは温度はこれ以上は下げませんよというようなことを、やっぱり庁舎の管理としてやるべきではないかと思うんです。それを、ネクタイ締めていても一向に影響ないだけの冷房をかけているわけです。だから、これをやはりきちっと私はやるのがCO<sub>2</sub>削減の一番の大事なかなめだと思うし、これから庁舎の温度管理、そういうものを徹底をする中で、もう少しクールビズ、ウォームビズの実施を高めていくべきではないかと思えますし、あるいはこの緑のカーテン事業というの、単に役場でだけやるのではなくて、一般の町民にもこういうことを広く勧めていくようなそういう啓蒙といったら何でしょうけれども、そういう方向をぜひ積極的に取り組んでいただく、そういう必要があるのではないかということで、第2点について質問をいたします。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

健康福祉課長（今泉保行君） クールビズ、ウォームビズの積極的な取り組みということでございますが、庁舎管理上の取り組みにつきましては、総務課長のほうからお答えさせていただきたいと思えます。緑のカーテン事業ですが、先ほども申し上げましたけれども、今年度公共施設で実施いたしました。それらにつきましては、町民の方、大変関心が多くございまして、それぞれ個別にやっていらっしゃる方もおります。そういう意味では、次年度、さらに多くの方、さらには多くの事業所に取り組んでいただけるように、協力なり普及啓発なりを進めてまいりたいと考えております。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、庁舎管理上の中のいわゆるクールビズ、ウォームビズというふうな考え方でございますけれども、町といたしましても、いわゆる地球温暖化対策といたしまして、月前倒しでのクールビズということで、6月から3カ月間のクールビズを採用し、行っている状況でございます。設定温度につきましても28度の冷房設定というふうなことで、いわゆる国で定められた設定温度の中で対応するよというふうなことの指導を行っているところでございますが、また、ウォームビズにつきましても、他自治体等の動向を見ながら進めてきている状況でもございますので、そちらの効果、なかなか上がってきていないというよ

うな状況もございますけれども、できるだけそちらの行動計画と合わせまして、効果あるような形に持っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ぜひ、地球環境の問題、これからますます、鳩山内閣の公約でございますから、具体的なものがつくられてくるだろうと思いますから、我々のほうでも気構えをしっかりとつけて、これからそういうものが出されても、きちんと対応できるようなそういう体制づくりをしていただきたいと思います。

大きな3項目め、残り時間ないものですから簡単に、じゃ言います。

職員の健康及び労務管理についての件をお尋ねをいたします。

これは、1点目は、職員、臨時を含めて、この年度内に長期病欠者は何人いて、病欠の延べ日数は何日になるのか。また、これは対前年と比較してどういう状況にあるかということ、まずお尋ねをしたいわけでございます。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

職員の健康管理、労務管理についての中で、職員の年度内の長期病欠者は何人いて、病欠の延べ日数は何日になるかというふうなお尋ねかと思っておりますけれども、長期ということでは、10日以上をとらえての数ということでご理解いただければと思いますが、職員では2名、臨時職員で1名ございます。また、病気休暇の取得日数でございますが、職員2名合わせまして77日となっております。また、臨時職員は69日というふうなことでございまして、こちら、前年度と比較しての数字は持ってございませんので省略させていただきたいと思います。申しわけありません。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） と申しますのは、最近、新聞の報道などによりますと、かなり自殺者がふえているんです。13年も連続して3万人を超える自殺者が出ている。その中で、遺族が争って、過労なんかのもとでうつ病になって自殺に至るといった人たちが、労災の認定をされているわけです。ですから、やはり健康管理、少なくともこの公的な職場である町において、過労から自殺者とかうつ病とかというものが発生することのないような労務管理、健康管理をお願いしたいというのが今回の問題提起でございます。

それで、次の問題になるわけですが、2番目です。臨時を含めた職員、臨時職員にも年休

があるんだとここで論争しました。当時の総務課長、臨時には年休はないんだなんて言って、私もいきなり反発、反論したんですけれども、これは臨時だって年休はあるんです。それで、私は、この取得状況、消化状況、そのものがどうなっているのかをここでお尋ねをしたいと思います。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） 次のご質問の年次有給休暇の取得状況というふうなことのお尋ねでございますが、職員全体平均では8.9日を取得いたしまして、臨時職員につきましては平均で7.1日でございます。臨時職員につきましては付与日数10日でございますので、取得率は非常に高いかなというふうに思っておりますが、行事やイベントの開催によっては、休日出勤した場合には、所属長の決裁によりまして代休または超過勤務手当等で処理を行っている状況でございますので、ご理解いただければと思います。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） それと、3点目と関連するんですけれども、今の答弁で入っていなかった公休で休めない人、これは公的な機関である役場としてなかなか答えにくい問題のかなと思いますけれども、公休で休めない人。例えば、日曜日に催すイベントなんかは、教育課関係なんかは、日曜日というところとほとんどいろんな事業が入っているみたいですね。その分、例えば月曜日に休めるとか、火曜日だとか、最初から休みを入れなくてはならないんです、本当は。それが、実際入っていないくて、自分の仕事もあるからでしょうけれども、出ていってという中で、その公休日がとれなくてたまっている。ふだんだったら、本当だったら、これはお金で休日出勤で払わなくてはならないです、どちらかです、休むか。それをどちらもやっていないというふうな傾向は、やっぱり公的機関としては許されないのではないかとと思うんですけれども、この辺をどのようにしているのか。どのくらいの程度の公休日、休みでなくて、しかもお金も出していないという人、どの程度の日数、職員の中にみんな合わせればいるんだか、それを教えていただきたい。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） まず、ただいまのご質問のいわゆる行事、イベントでの有給休暇、公休の取得状況というふうなことでございますけれども、有給休暇と休日出勤ということで週休日、それから代休の指定外というようなことになるわけですが、それぞれの職場の中で、ただいまご質問にありましたとおり、教育委員会の部局につきましては、町民の行動に合わせましての土曜日、日曜日、それからイベントの開催、それから夜間の開催というようこと

がございまして、偏りがあるというふうなことは十分承知をしております。それらの中での取り組みといたしましては、個々人の年休取得というふうになりますと、なかなか難しい状況がございしますが、いわゆる職場全体での取り組みというふうな形で、できるだけ予定された出勤日の前に年休を取得したり、それから、勤務日の以降に取得したりというのは条例、規則の中で取得方法が記載されてございますので、そちらの中で制度的にとっていただくような形をお願いをしている状況ではございます。

今のご指摘のそちらの代休の取得状況、それから振りかえの取得状況についての集計は、今手元に持ってございませぬのでご答弁できませんが、後ほどそちらについて、必要であればご答弁させていただければというふうに思います。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） これは、総務課長、もう少し、何か聞くところによると、総務課はきちっと何かいろいろ、お金を出したり休みをとらせているみたいですが、出先だから目が行かないのかどうかわからないんですけども、今言ったように、教育課なんかは日曜日に行事が多くて休めない。そうかといって、日曜出勤しても振りかえで休みをとれということでお金も出ていないと。これは、まさに不払い労働ということで、労働条件の中で一番罪の重い話なんです。

私、以前にこういう話があるんです。矢吹であるスナックがあって、そこで何回か、知り合いの娘さんがやっていたものですから、そういうことで行っていたことがある。そうしたら、使っている人が口約束で1日幾らと雇ったんです。そうしたら客がいなかった。それで、減らしてもらったんです。そうしたら、ある日突然いきなり白河の労基署から、労基署の職員何人が来られて、賃金の不払いやっているんじゃないかということで、四十何万だか50万円も請求されてしまった。そして、客はいないしということでその店は廃業したんですけども、そういうふうに厳しいんです。だから、町が、公的機関が日曜日に出勤をさせて、そのかわり振りかえ休日も給料も払わないなんていうことは、これは許されることではないんです。ここはやはりしっかりと認識をしていかななくてはならない。

やはり、教育長もいるからここで言うておくんですけども、日曜日に行事、もう最初から行事いっぱいあるんですよ。そして、日曜日に出勤させたら次の月曜日とかは、少なくとも4週以内にその公休を得られるように努力をしていかななくてはならないんです。そういうのが労働基準法であるんです。ですから、これからやはりこのまま金を払わない不払い労働が町で行われているとすれば、それは法律問題にまで発展する、そういう心配があるということで、ぜひその辺どうですか、答弁いただけますか。

議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

総務課長（木賊正男君） まず、今のご質問の中で総務課はというふうなお話がありましたけれども、総務課も法令遵守の中で進めてきているというようなことはご理解いただければと思います。

なお、超過勤務につきましては、職務命令に従いまして超過勤務をして、いわゆる賃金をお支払いするというふうなことが制度上の中身でございますので、職員が時間外にそちらで自分の事務整理をするというようなことは自分の業務でありますので、そちらは命令をしている中身ではありませんから、ただ、いわゆる公式行事の中で、今、円谷議員さんがおっしゃられたように、出勤をしなければならない公式行事があれば、前もって休むなり、事後に休むというふうな制度を、いわゆる条例規則の中で規程ございますので、できる限りそれで休むようにというふうなことは私の中で制度上しておりますので、賃金を不払いをしているというようなことは、私の理解の中ではないというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「教育長はどうかの」の声あり〕

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

教育長（佐藤節雄君） 教育委員会の行事、1年間さまざまな行事ありまして、土日出ていただいて、職員の皆さんに大変ご労苦をかけておりますが、なかなか計画どおりに、イベントの予定の事前に取得するということが難しい状況にありますけれども、計画的に事後に、仕事に支障のない日にちを決めてとっていただけるような形で、こここのところは職員にお願ひをしていきたいというふうに思ひます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 総務課長の答弁、総務課はということの関係で認識の違いがある。総務課は払っていると、手続適正にやっているんです、総務課は払っている。だけれども、やはり出先の、今言った教育委員会なんかは払っていない。だから、教育委員会にお願ひしたいのは、例えば、最初から日曜の行事いっぱい入っているわけです。そのときには別な日に公休を指定をしなくてはならないということですよ。そういう基本的なことがやられていないところに問題がある。それを、一回一回ずつ払えない、休みにさせることができないというならば、やっぱり超勤で処理をする、そういうことをこれからしていただきたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、決議案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 2時00分

開議 午後 2時01分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程の報告

議長（今泉文克君） お諮りいたします。

本日、菊地栄助君ほか2名から議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議案第4号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2号として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第4号を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決しました。

#### 決議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 追加日程第2、決議案第4号 議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔11番 菊地栄助君 登壇〕

11番（菊地栄助君） ただいま上程されました決議案第4号について、提案理由の説明をいたします。

議会運営委員会、全員協議会において、今後の議会のあり方、町のあり方について意見があり、議論した結果、特別委員会を設置すべきであるとなり、提出するものであります。

平成22年3月8日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、菊地栄助。同じく深谷荘一。同じく柳沼俊行。

議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議。

標記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

決議案第4号。

議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり、特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、議会改革総合検討調査特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第110条及び鏡石町議会委員会条例第4条による。
- 3、目的、議会改革に関する総合的な検討調査。
- 4、委員の定数、13名。
- 5、調査の方法、調査終了まで閉会中も継続調査とする。
- 6、調査費用、議会費の中で行う。

平成22年3月8日、鏡石町議会。

議員皆様の賛同を得、議決いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革総合検討調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革総合検討調査特別委員会委員の選任については、議長において指名することに決しました。

議会改革総合検討調査特別委員会の委員に、1番、根本重郎君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、仲沼義春君、8番、木原秀男君、10番、深谷荘一君、11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君、13番、

円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の13名を指名いたします。

ここで、特別委員会の正副委員長選任のため、休議いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時13分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議会改革総合検討調査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会改革総合検討調査特別委員会の委員長に7番、仲沼義春君、同副委員長に6番、柳沼俊行君が選任されました。

休会について

議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月9日から3月15日までの7日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月15日までの7日間休会することに決しました。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時17分

## 平成22年第12回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成22年3月16日(火)午前10時開議

- 日程第 1 平成22年度鏡石町各会計予算審査について  
予算審査特別委員長報告
- 日程第 2 請願・陳情について  
各常任委員長報告
- 日程第 3 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

- 追加日程第4 意見書案第18号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書(案)
- 意見書案第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)
- 意見書案第20号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書(案)
- 意見書案第21号 多重債務者対策の推進を求める意見書(案)
- 意見書案第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)

### 出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木 賊 政 雄 君	總 務 課 長	木 賊 正 男 君
稅 務 町 民 課	長	高 原 芳 昭 君	健 康 福 祉 課 長	今 泉 保 行 君
產 業 課 長 兼	會 長	小 貫 忠 男 君	都 市 建 設 課 長	圓 谷 信 行 君
農 業 委 員 局		小 林 政 次 君	教 育 長	佐 藤 節 雄 君
上 下 水 道 課 長		長 谷 川 靜 男 君	會 計 管 理 者 長	八 卷 司 君
參 事 兼 副 課 長		吉 田 榮 新 君	兼 出 納 室 長	古 川 ますみ 君
教 主 幹 兼 委 員			會 兼 農 業 會	

事務局職員出席者  
議 會 事 務 局 長  
議 局

面 川 廣 見	主 任 主 查	相 樂 信 子
---------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

予算審査特別委員長報告（平成22年度鏡石町各会計予算について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第1、平成22年度鏡石町各会計予算審査について、議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算から議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算までの12議案を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第214号から議案第225号までの12件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、円谷寅三郎君。

〔予算審査特別委員長 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（予算審査特別委員長 円谷寅三郎君） おはようございます。報告いたします。

平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。平成22年度各会計予算審査特別委員会委員長、円谷寅三郎。

平成22年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成22年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成22年3月10日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後4時35分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

平成22年3月11日、開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後3時15分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

平成22年3月12日、開議時刻、午後1時。閉会時刻、午後2時50分。出席数、委員全員、議長。開催場所、議会会議室。

説明者。町長、教育長、各課課長、各課担当副課長、各課担当職員。

付託件名。議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算、議案第215号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第216号 平成22年度鏡石町老人保健特別会計予算、議案第217号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第218号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第219号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第220号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第221号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第222号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第223号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算、議案第224号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算、議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算から議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算までの12議案についてはいずれも可決すべきものと決した。

審査経過。町長、教育長、担当課長、担当副課長、担当職員にそれぞれ説明を求め、各会計ごとに審査を行った。

議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算は挙手多数により可決すべきものと決した。議案第215号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第216号 平成22年度鏡石町老人保健特別会計予算から議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算までの10件は、いずれも異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙添付のとおりであります。

意見なし。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（今泉文克君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

8番（木原秀男君） 214号 平成22年度一般会計予算、これは基本的に今ご報告のとおり、賛成です。ちょっと聞き漏らしたことがあるんですが、お聞きしておきたいと思うわけなんです。この予算は大変、空間づくりとか、いやしの町づくりとか活力づくり、人づくりと地域づくりというような目標によって、計画によって組み立てられた予算と思うのですが、全体的に見て総花的な予算かなと思うわけです。何に重点を置いているのか、ちょっとこれを見れば大体わかるんですけども、こういうふうな不景気のときですから、やっぱり何かめり張り、継続事業ばかりじゃなくて、新規事業も欲しいのではないかなというふうに思うのであります。その点をひとつ聞いておきたいと思います。

それから、具体的に言いますと、例えば、産業課の松くい虫防除とか、そういうふうなものに対して、こういうふうなものは、結局予算35万ですか、とってありますけれども、どういふふうにして今までこの合計予算で松くい虫を予防したのかというふうな事業成果というふうなことをお聞きします。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午前10時09分

開議 午前10時09分

議長（今泉文克君） 休議に引き続き会議を開きます。

質疑に対する特別委員長の答弁を求めます。

14番、円谷寅三郎君。

14番（予算審査特別委員長 円谷寅三郎君） ただいまの8番議員に対してお答え申し上げますが、委員会は、委員も出席しましたとおり、別紙報告書のとおりであります。その他私が答えるべき質問ではないと思いますので、以上です。

議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君のただいまの質問は、予算審査特別委員会のほうで執行にただせる部分が大部分だと思しますので、今後質疑に対する内容については十分配慮してください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決に入ります。

初めに、議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算について、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成の討論発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第214号 平成22年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第215号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第215号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第216号 平成22年度鏡石町老人保健特別会計予算についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第216号 平成22年度鏡石町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第217号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採

決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第217号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第218号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第218号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第219号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第219号 平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第220号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第220号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第221号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第221号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第222号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第222号 平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第223号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第223号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第224号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第224号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論、採決に入ります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第225号 平成22年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第2、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、10番、深谷莊一君。

〔総務文教常任委員長 深谷莊一君 登壇〕

10番（総務文教常任委員長 深谷莊一君） 報告いたします。

平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。総務文教常任委員会委員長、深谷荘一。

陳情審査報告書。本委員会は、平成22年3月5日付託され、陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告します。

平成22年3月9日。午前10時ちょうど。午前10時35分。委員全員。議会会議室。

説明者。税務課、高原課長、矢部副課長。

付託件名。陳情第25号 多重債務者対策の推進を求める意見書提出の陳情。陳情第26号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情。

審査結果。陳情第25号及び陳情第26号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課の意見、説明を求め、審査をした結果、陳情第25号及び陳情第26号は、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（今泉文克君） 次に、産業厚生常任委員長、6番、柳沼俊行君。

〔産業厚生常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

6番（産業厚生常任委員長 柳沼俊行君） 平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。産業厚生常任委員会委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成22年3月5日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告をします。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所。

平成22年3月9日。午前10時開議。午前11時25分閉会。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。健康福祉課、今泉課長、小貫主幹兼副課長、柳沼副主幹。産業課、小貫課長、柳沼主幹兼副課長。

付託件名。陳情第24号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出についての陳情。

審査結果。陳情第24号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課の意見、説明を求め、審査をした結果、陳情第24号は全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（今泉文克君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

初めに、陳情第24号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出についての陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第25号 多重債務者対策の推進を求める意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第26号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（今泉文克君） 日程第3、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時30分

開議 午前10時31分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

追加日程の報告

議長（今泉文克君） ただいま意見書案5件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案5件を日程に追加し、日程第4として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案5件を日程に追加し、日程第4とし、議題とすることに決しました。

意見書案第18号～意見書案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第4、意見書案第18号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）、意見書案第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、意見書案第20号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）、意見書案第21号 多重債務者対策の推進を求める意見書（案）及び意見書案第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）の5件を議題と

いたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第18号及び21号並びに22号の3件についての説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

10番（深谷荘一君） 意見書案18、21、22号の3件を一括提出させていただきます。

平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第18号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）。

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した広島市は……。

〔「朗読省略」の声あり〕

10番（深谷荘一君） 朗読省略ということで、省略させていただきます。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月16日、衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、江田五月様、内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、総務大臣、原口一博様、外務大臣、岡田克也様。鏡石町議会。

次に、21号について。

平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

多重債務者対策の推進を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第21号 多重債務者対策の推進を求める意見書（案）。

多重債務者が200万人を超え、1年間で3万人を超える……

〔「朗読省略」の声あり〕

10番（深谷荘一君） はい、朗読省略ということで、省略させていただきます。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。

2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保する

など相談窓口の充実を支援すること。

3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月16日、鏡石町議会。

衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、江田五月様、内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、多重債務者対策本部長、亀井静香様、金融担当大臣、亀井静香様、消費者政策担当大臣、福島瑞穂様、総務大臣、原口一博様、厚生労働大臣、長妻昭様、国家公安委員会委員長、中井洽様。鏡石町議会。

次に、22号について。平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第22号、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）。

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し……

〔「朗読省略」の声あり〕

10番（深谷荘一君） はい、朗読を省略させていただきます。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。

2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。

3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。

4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月16日。

衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、江田五月様、内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、多重債務者対策本部長、亀井静香様、金融担当大臣、亀井静香様、消費者政策担当大臣、福島瑞穂様、総務大臣、原口一博様、厚生労働大臣、長妻昭様、国家公安委員会委員長、中井洽様、鏡石町議会。

以上、18、21、22号を一括提出させていただきました。皆様の賛同をよろしく願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

議長（今泉文克君） 次に、意見書案、第19号及び20号の2件についての説明を求めます。

6 番、柳沼俊行君。

〔 6 番 柳沼俊行君 登壇 〕

6 番（柳沼俊行君） 平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、毎年、中央……。

〔「朗読省略」の声あり〕

6 番（柳沼俊行君） 今、内容省略の話がございましたので、朗読を省略します。

（1）福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

（2）一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月16日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、厚生労働大臣、長妻昭様、福島県労働局長、永山寛幸様。

平成22年3月16日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第20号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し……。

〔「朗読省略」の声あり〕

6 番（柳沼俊行君） 内容省略の発言がございましたので、省略いたします。

記。

「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。

生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月16日、鏡石町議会。

衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、江田五月様、財務大臣、菅直人様、総務大臣、原口一博様、厚生労働大臣、長妻昭様。

以上であります。

皆様のご賛同よろしくお願ひ申し上げ、提出者の提案といたします。

議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより5件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第18号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第19号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第20号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第21号 多重債務者対策の推進を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

#### 町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は去る5日から本日までの11日間にわたり開催され、平成22年度各会計予算等の重要案件を初め、29件の提出議案につきまして、議員各位には本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて、慎重にご審議を賜り、全議案原案どおり議決いただきました。ここに厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました平成22年度各会計予算は、我が町のグランドデザインである「共に生き 共につくる 牧場の朝のまち 鏡石」の創造、さらには町政の一層の進展と町民生活の向上発展のためにつながるものと確信しております。

今定例会冒頭、私自身の進退について申し上げたところでありますが、残された任期中、町民の幸せ実現のため、全力で取り組んでまいり所存でありますので、さらなるご支援とご協力を賜りたいと存じます。

3月も中旬となり、日増しに暖くなり、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさ

つといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（今泉文克君） これにて第12回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年 3月16日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 根 本 重 郎

署 名 議 員 今 駒 英 樹

署 名 議 員 渡 辺 定 己

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	4
報告第 4 1 号 専決処分した事件の承認について.....	4
報告第 4 2 号 専決処分した事件の承認について.....	6
議案第 1 9 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について.....	1 0
議案第 2 0 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 1
議案第 2 0 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について.....	1 2
議案第 2 0 2 号 鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について.....	1 3
議案第 2 0 3 号 町道路線の認定及び変更について.....	1 4
議案第 2 0 4 号 土地の取得について.....	1 5
議案第 2 0 5 号 平成 2 1 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）.....	1 8
議案第 2 0 6 号 平成 2 1 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）.....	2 3
議案第 2 0 7 号 平成 2 1 年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）.....	2 6
議案第 2 0 8 号 平成 2 1 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）.....	2 8
議案第 2 0 9 号 平成 2 1 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）.....	3 0
議案第 2 1 0 号 平成 2 1 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 3 号）.....	3 3
議案第 2 1 1 号 平成 2 1 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 1 号）.....	3 6
議案第 2 1 2 号 平成 2 1 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）.....	3 8
議案第 2 1 3 号 平成 2 1 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 3 号）.....	4 0
議案第 2 1 4 号 平成 2 2 年度鏡石町一般会計予算.....	4 2
議案第 2 1 5 号 平成 2 2 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算.....	4 8
議案第 2 1 6 号 平成 2 2 年度鏡石町老人保健特別会計予算.....	5 2
議案第 2 1 7 号 平成 2 2 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算.....	5 4

議案第 2 1 8 号	平成 2 2 年度鏡石町介護保険特別会計予算.....	5 7
議案第 2 1 9 号	平成 2 2 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算.....	6 0
議案第 2 2 0 号	平成 2 2 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算.....	6 2
議案第 2 2 1 号	平成 2 2 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算.....	6 4
議案第 2 2 2 号	平成 2 2 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算.....	6 7
議案第 2 2 3 号	平成 2 2 年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算.....	6 9
議案第 2 2 4 号	平成 2 2 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算.....	7 3
議案第 2 2 5 号	平成 2 2 年度鏡石町上水道事業会計予算.....	7 6
請願・陳情文書付託表.....		8 0

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第41号	専決処分した事件の承認について	22.3.5	承認
報告 第42号	専決処分した事件の承認について	22.3.5	承認
議案 第199号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.3.5	可決
議案 第200号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.3.5	可決
議案 第201号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.3.5	可決
議案 第202号	鏡石町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.3.5	可決
議案 第203号	町道路線の認定及び変更について	22.3.5	可決
議案 第204号	土地の取得について	22.3.5	可決
議案 第205号	平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第9号)	22.3.5	可決
議案 第206号	平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	22.3.5	可決
議案 第207号	平成21年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)	22.3.5	可決
議案 第208号	平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	22.3.5	可決
議案 第209号	平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第3号)	22.3.5	可決
議案 第210号	平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号)	22.3.5	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第211号	平成21年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算 (第1号)	22.3.5	可決
議案 第212号	平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第3号)	22.3.5	可決
議案 第213号	平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3 号)	22.3.5	可決
議案 第214号	平成22年度鏡石町一般会計予算	22.3.16	可決
議案 第215号	平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第216号	平成22年度鏡石町老人保健特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第217号	平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第218号	平成22年度鏡石町介護保険特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第219号	平成22年度鏡石町土地取得事業特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第220号	平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第221号	平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計予算	22.3.16	可決
議案 第222号	平成22年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第223号	平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第224号	平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算	22.3.16	可決
議案 第225号	平成22年度鏡石町上水道事業会計予算	22.3.16	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
決議案 第4号	議会改革総合検討調査特別委員会設置に関する決議 (案)	22.3.8	可決
意見書案 第18号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書(案)	22.3.16	可決
意見書案 第19号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 (案)	22.3.16	可決
意見書案 第20号	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書(案)	22.3.16	可決
意見書案 第21号	多重債務者対策の推進を求める意見書(案)	22.3.16	可決
意見書案 第22号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(案)	22.3.16	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第23号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についての陳情		日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第24号	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出についての陳情		日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野 桂男	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第25号	多重債務者対策の推進を求める意見書提出の陳情		日本労働組合総連合会 福島県連合会須賀川地区連合会 議長 牧野 桂男	総 務 文 教 常 任 委 員 会	採 択
陳情第26号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情		福島県司法書士協議会 会長 穴戸 拓馬	総 務 文 教 常 任 委 員 会	採 択